

市民・にぎわいスポーツ文化・消防委員会記録  
【 速 報 版 】

令和7年12月12日開会

# 速報版

- この会議録は録音を文字起こした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものため、今後修正されることがあります。
- 正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 竹内康洋委員長 これより委員会を開会いたします。

上着の着用は御自由に願います。



◎ 市第72号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 消防局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市第72号議案関係部分を議題に供します。

市第72号議案 令和7年度横浜市一般会計補正予算（第3号）

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。

- 佐々木消防局長 市第72号議案、令和7年度横浜市一般会計補正予算のうち、消防局関係部分について御説明させていただきます。お手元の資料、またはモニターを御覧ください。

1の繰越明許費補正でございますが、事業名は消防車両購入費、設定額は5億3100万円、繰越理由は、消防車両等10台の購入について、トラックシャシ供給不足の影響により年度内の納車、納品が不可能であるためです。

車両内訳は、水槽つき小型消防車4台、水槽つき消防車3台、化学消防車1型1台、指揮車2台となります。

以上で説明を終わらせていただきます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 竹内康洋委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第72号議案関係部分については原案可決と決定をいたします。



◎ 横浜市中期計画2026～2029（素案）について

- 竹内康洋委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、横浜市中期計画2026～2029素案についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、政策経営局の齊藤担当理事ほか関係職員が説明員として出席しておりますので、御了承願います。

当局の報告を求めます。

- 佐々木消防局長 横浜市中期計画2026～2029素案について報告いたします。

新たな中期計画については、9月10日の基本的方向の公表後、市会や市民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めてまいりました。

このたび素案としてまとまりましたので、まず、政策経営局から全体概要について説明いたします。

- 齊藤政策経営局担当理事 それでは、お手元の横浜市中期計画2026～2029素案概要説明資料を御覧ください。

本計画全体の概要についてマーカー部分を中心に御説明いたします。

1ページをお開きください。都市像、明日をひらく都市は、2040年頃の横浜のありたい姿を表しています。本計画においても、明日をひらく都市を継承し、横浜に関わる全ての皆様と共に未来を切り開いていくための共通の大方針として、引き続き共有、活用していきます。

また、下段2つ目の※にありますとおり、明日をひらく都市は、横浜市基本構想を踏まえて策定しています。明日をひらく都市を本計画でも継承していくとする考えの下、横浜市基本構想を今後も継承していきます。

2ページをお開きください。本計画全体の構成は目次のとおりとなっており、順次御説明いたします。

4ページをお開きください。横浜市中期計画2026～2029の策定から、本計画の位置づけ、特徴を御説明します。

5ページをお開きいただき、6ページと併せて御覧ください。

5ページの計画の位置づけと策定経過を御覧ください。本計画は、都市像、明日をひらく都市を継承し、現状の課題解決に取り組みながら、市民生活の安心・安全と横浜の持続的な成長・発展を目指す、新たな中期計画です。

6ページ、本計画の特徴を御覧ください。本計画は、現在と未来の両方の視点で都市の将来像と施策を捉え、都市像、戦略、政策、施策の体系化や、計画で予算を固定せず、行政、財政を変革させながら最適な事業を追求することとした現計画の考え方を継承しています。

加えて、より戦略的、体系的な計画へと高め、市民の皆様の実感を評価の軸において、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、その向上等を目指して、4年間で重点的に進める戦略や取組を中心に記載しています。

6ページのピラミッド図を御覧ください。ピラミッドの土台に当たる紺色部分は、市政の基礎となり、日々の生活や活動を支える、個別分野別計画や業務サービスであり、図の上のほうの水色部分が、本計画において4年間で重点的に進める戦略や取組となります。双方を連動させ推進し、明日をひらく都市につなげてまいります。

7ページをお開きください。計画期間は、2026年度、令和8年度から2029年度、令和11年度までの4年間といたします。また、本計画の推進に当たっては、横浜に関わる全ての方々、多様な主体が連携し、計画を進めています。

9ページをお開きいただき、10ページと併せて御覧ください。本計画の推進に向けて、前提とする考え方を御説明します。

9ページ、市民目線を政策の中心に御覧ください。ページの中段から下段には、本計画の策定に先立って実施した市民目線のニーズ探究調査、子供たちを対象とした未来の横浜に関するアイデア募集の結果をまとめています。上段の文章の3段落目に記載しましたとおり、頂いた市民の声や子供たちの思いから、暮ら

しやすさの上に未来への期待をどう築いていくかが大事だということを改めて認識いたしました。

10ページを御覧ください。次に、持続可能な市政運営の推進です。将来的な市税収入の減少、社会保障経費のさらなる増加、公共施設の老朽化問題など、自治体の経営環境は厳しさが増していくと見込まれる中、本市では、2022年度に横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン及び職員の行動指針として行政運営の基本方針を定め、持続可能な市政運営に力を入れてきました。市政運営のガバナンスとマネジメントを発揮するためのこうした中長期的な行財政方針を土台に、持続可能な市政運営を進め、施策の推進と財政の健全性の維持を両立していきます。

11ページをお開きいただき、12ページと併せて御覧ください。本計画の推進に向けて重視する市役所職員の基本姿勢です。

まず、データ経営の徹底です。データ経営は、限られた経営資源の中で、本質的な行政課題を追求しながら、アウトカム重視で施策の質を高め、財源創出にも貢献する本市ならではの経営手法です。2024年度から開始したデータドリブンプロジェクト、いわゆるDDPをDDP2.0へバージョンアップして、データ駆動型経営に本格移行し、市民目線の経営サイクルの下、財源や人材の選択と集中、組織・職員の生産性向上につなげます。また、SDGs実現の視点も持ち、引き続き取り組みます。

14ページを御覧ください。ここから、計画の全体像を御説明します。

15ページを御覧ください。初めに、都市像、明日をひらく都市の実現に向けた戦略です。市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展を掲げ、現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、明日をひらく都市の実現に取り組みます。ページの下にお示したとおり、あらゆる世代・多様な市民の皆様が自分らしく生き生きと暮らすことのできる住みたい・住み続けたいまちを、また、世界をリードする都市として、持続的に成長・発展し、未来に希望を抱くことができる選ばれるまちを目指してまいります。

16ページは、本計画の計画体系です。最上段に明日をひらく都市を掲げ、その実現に向け、たたいま御説明した戦略を、中段に戦略の下に進める総合的な取組と横断的な取組を、下段に土台として、行政運営の基本方針と財政ビジョンを位置づけた計画体系としています。

ページ中段の総合的な取組と横断的な取組について、具体的に御説明します。ページ中段の大きな四角囲みが総合的な取組であり、14の政策群を設定し、また、政策群に関連する各施策群は33群とし、各施策群は個別分野別計画とも連動し、アウトカム指標により進捗管理し、もう一つの柱の横断的な取組は、中期計画で初めて位置づけるもので、下段の四角囲みにあるとおり、テーマに関連する施策群による横断プロジェクトであり、横浜の成長・発展に向けた明日をひらくプロジェクトとし、循環型都市への移行、観光・経済活性化、未来を創るまちづくりの3つのテーマを推進します。

各政策群、プロジェクトについては、後ほど関連する部分を御説明します。

17ページをお開きいただき、18ページと併せて御覧ください。このページでは、14の政策群と33の施策群を一覧で記載しております。

19ページをお開きください。20ページと併せて御覧いただきたいと思います。

データ駆動型経営への本格移行についてですが、政策一施策の体系の下、今後4年間で重点的に進める総合的な取組と、明日をひらく都市プロジェクトの横断的な取組を推進し、個別分野別計画等の推進と併せて、市民生活の向上を目指すため、データ駆動型経営に本格移行し、市全体で実践します。

データ駆動型経営については、中段から下段の四角囲みにまとめており、本市の実践として、市民目線の経営サイクル、P D C Aの中で、目指すべき状態とアウトカム指標の進捗状況を適切に検証し、改善を図ることで、成果発現を目指します。

ページ中段の※1のとおり、本計画では、計画策定段階で、市民目線を中心とした最上位の目標から、その実現に向けた中間的な政策効果、中期計画期間における成果までをバックキャスティングで設定し、可能な限り可視化に取り組みました。

ページ下段の政策一施策体系図は、ただいま御説明した考え方を可視化したものです。

また、ページ中段の右側のオレンジ色の枠のとおり、チェック、アクションの強化にも取り組み、D D Pにより、施策の質の向上と本質的な検証・改善を実践していきます。

20ページを御覧ください。御説明してきました経営サイクルの一環として、政策群に市民の実感を測る政策指標を、施策群に成果発揮を目指す施策指標をそれぞれアウトカム指標として設定します。中段には、政策指標と施策指標について、指標の見方、活用方法を御説明しております。

政策指標は、政策指標の項目の指標の見方のとおり、毎日の安心・安全などの政策分野ごとに、市民の暮らし、意識、状態をデータで把握し、モニタリングを実践します。施策指標は、施策指標の項目の指標の見方のとおり、市民の皆様の暮らしの向上などに向けて、計画期間中の進捗を把握し、成果発揮を実践します。

ページ下段の※にありますとおり、このほか、行政運営、財政運営における取組については、取組指標を設定し、進捗管理します。

ページ最下段にあるとおり、本計画の振り返りは、毎年度議会へ報告するとともに、計画2年経過後の2028年度には中間振り返りを、計画終了後の2030年度には最終振り返りを議会に報告いたします。

21ページをお開きください。行財政運営について御説明します。

22ページを御覧ください。行財政運営は、政策分野の総合的な取組や横断的な取組を進めるに当たって、これらを支える土台となる取組です。政策推進・行政運営・財政運営を密接に連動させることで、持続可能な市政運営をさらに強化します。

行政運営、財政運営の取組項目については、一覧のとおりです。

23ページをお開きください。計画の策定経過について御説明します。

24ページを御覧ください。ページ中段の新たな中期計画の基本的方向に関する意見聴取についてを御覧ください。1、市民意見募集、アンケート形式では、620の人または団体から御意見を頂きました。2、市民意見募集、インタビュー形式では、65名の市民の方に御協力いただき、377件の御意見を頂きました。中期計画の策定に係る意見募集として初めて実施した、3、子供意見募集では、247件の意見を頂きました。また、市民意見募集とは別に、4、有識者ヒアリングも実施し、一覧に記載の有識者の皆様に御意見を頂きました。これらの意見聴取の結果につきましては、本市のウェブページで公表しております。

25ページを御覧ください。最後に、ページ上段の策定スケジュールについて御説明します。このたび12月3日に素案を公表いたしました。今後は、素案に対するパブリックコメントの実施などの上、5月頃に原案の策定を予定しております。原案については議案として市会定例会に提出させていただく予定でございます。

なお、パブリックコメントの実施期間は、ページ中段の四角囲みのとおり1月5日から2月27日までとなります。

以上、横浜市中期計画2026～2029素案の全体の概要について御説明申し上げました。

- 佐々木消防局長 続きまして、お手元の横浜市中期計画2026～2029素案消防局抜き刷り版で消防局に関連する部分について説明いたします。

1ページの目次に記載しております項目について説明いたします。

まずは、政策群、政策一施策体系図の考え方について、政策経営局より説明いたします。

- 齊藤政策経営局担当理事 それでは、抜き刷り版の2ページをお開きください。政策群のページ及び政策一施策体系図に記載されている内容の考え方について御説明いたします。

まず、3ページを御覧ください。各政策群は、2ページの見開きページで内容を掲載しています。政策群の見開きページの左側には、①の政策群番号と政策群名称から順に、②ではその政策群の現状と課題、③では目指す姿を記載しています。④では、政策指標として、その政策群に関連した、市民の皆様の横浜市での暮らしの意識を表す指標を記載しています。政策指標は、令和7年度時点の現状値を記載しており、行政をはじめ多様な主体と共有しながら向上等を目指し、毎年度、政策経営局が実施する調査によってモニタリングいたします。⑤では関連する主な個別分野別計画など、⑥では関連するSDGsの目標を記載しています。

4ページを御覧ください。見開きの右側になるページですけれども、政策群にひもづく施策群を記載しています。⑦の各施策群番号と施策群名称から順に、⑧施策群の方向性、⑨施策指標を記載しています。施策指標については、毎年度、目標値に対する進捗を把握し、2029年度の成果発揮を目指します。各指標には隅括弧で主管局名を記載しています。

また、素案においては、公表時点で令和7年度の最新データがまだ把握できていないもの、調査中のものが一部含まれております、※で注釈を入れております。※がついている指標につきましては、原案では最新時点の数値に更新する予定です。

最後に、⑩では関連するデータや写真等を記載しております。

政策一施策体系図については、実際の体系図で御説明いたします。5ページをお開きください。政策一施策体系図は、ページ上部の5つの四角囲みでお示ししているように、一番左の最上位の目標から、バックキャスティングで、成果につながる主な活動までを、5階層のロジックモデルで設定したものです。5つの階層について御説明いたします。

一番左の列が、政策群における最上位の目標、市民の皆様の暮らしの意識であり、政策指標として記載しています。左から2つ目の列は中間的な政策効果、3つ目の列が計画期間における成果です。計画期間における成果を測るものが施策指標となっています。最上位の目標と4年間の成果を結ぶ経路、思考を確認するものが中間的な政策効果です。左から4つ目の列は成果につながる主な活動量、5つ目の列が計画期間における成果につながる主な活動となります。

なお、中間的な政策効果は一例として記載しており、各ツリー図の黄色い囲みの右上にありますとおり、体系図に記載している取組は、関連する個別分野別計画などの取組と連動して、柔軟に実践していきます。

消防局に関連する政策群の政策一施策体系図については、6ページまでとなっております。

以上、政策群、政策一施策体系図の考え方について御説明申し上げました。

続いて、消防局より関連する政策群について御説明いたします。

- 佐々木消防局長 それでは、消防局が関連する政策群について説明させていただきます。

なお、消防局関連部分については黄色く着色しております。

7ページの政策群2、防災・減災を御覧ください。現状と課題について、地震防災戦略の推進による防災・減災対策の強化の1つ目のポツとして、令和6年能登半島地震の状況等を踏まえ改定した地震防災戦略を推進し、市民の命と暮らしを守ることが重要です。

2つ目のポツとして、発災時の安全の確保や備蓄の確保といった自助と、地域防災拠点での訓練をはじめ地域の防災活動など共助の推進を基本に、それらを支える公助の取組を一体的に進めることが重要です。

次に、目指す姿について、1つ目のポツとしまして、地震防災戦略に基づき、自助・共助・公助の取組が一体的に進み、大規模地震に対して十分な備えができています。

右側8ページの施策群3、地震防災対策を御覧ください。方向性について、1段落目冒頭の記載としまして、発災時の安全の確保や、自宅で避難生活を送ることができるようする自助の取組の支援、地域の防災活動など共助の取組への支援を進めます。

2段落目冒頭の記載としまして、大規模災害時の応援部隊の活動調整等を行う現地司令機能を新たに整備します。

指標について、消防局の事業については赤く囲んでおります。

まず、重点対策地域内の初期消火器具設置率について、現状値は63%で、中期計画の最終年度の目標値としては100%を目指します。その下の広域支援部隊の現地司令施設の整備進捗率について、現状値は27%で、中期計画の最終年度の目標値としては100%を目指します。その2つ下の消防団員の訓練等への参加率について、現状値は56.7%で、中期計画の最終年度の目標値としては70%を目指します。

9ページの政策群3、医療・保健を御覧ください。現状と課題について、医療・救急の持続可能な体制構築の2つ目のポツとしまして、救急出場件数は近年高い水準で推移しており、今後も高齢化の進展等により、救急需要が増加することが想定されます。

次に、目指す姿について、3つ目のポツとしまして、増加が見込まれる救急需要に対し、安定的な救急体制が確保できています。右側10ページの施策群5、医療・救急・保健を御覧ください。方向性について、1段落目3行目の記載としまして、増加が見込まれる救急需要への対応を進めます。

指標について、消防局の事業については赤く囲んでおります。緊急度が高い傷病者に対する救急車等の現場到着平均時間について、現状値は6分台で、中期計画の最終年度の目標としては6分台の維持を目指します。

以上、消防局が関連する政策群について説明いたしました。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- おさかべさやか委員 地震防災対策のところで消防団員の訓練についてちょっと御質問させてください。今回指標は訓練の参加率ということなのですけれども、訓練に至るためには日頃の会議の出席なんかも影響してくると思います。私、予算だったか、消防団の会議のオンライン化を要望していたと思うのです。役職のある方はやっぱり会議がすごく多いと。オンラインの今どういう状況か教えていただければと思います。
- 佐々木消防局長 取組の状況でございますけれども、ある消防団、まずは1つの消防団なのですけれども、今年の8月に実はそこの消防職員にウェブ会議のやり方だとか参加の仕方だとかに結構詳しい職員がおりまして、その職員が消防団に対して、こういう形で1回やってみようかということが始まりで、ある消防団でウェブ会議をやったと聞いています。

さらにその後に、3つの消防団でもウェブを使っての会議をやっているというふうに聞いておりますので、

今のところは4つの消防団でやっておりますけれども、ただ最初の1つの消防団以外の後から実施している3つの消防団につきましては、基本はやっぱり顔の見える関係が大事だということなので、基本は顔で出席をして、顔の見える関係で会議をやっているのですけれども、なかなかお仕事だとかいろいろな御職業をやられている方で、どうしてもその時間帯だけ会議に行けないのだというときは、ウェブで参加したというのが後から参加した消防団の取組だということで聞いております。

- **おさかべさやか委員** 私も会議はやっぱり直接参加にこすものはないと思っていますけれども、やっぱり選択肢としてそういうものが用意されているということが大事だと思うのです。体調不良なんかも併せて仕事もそうですけれども、参加できなかつたらゼロになっちゃうという状況はやっぱりなくしていくべきだと思います。ですので、できたら進めていただきたい、選択肢を増やしていただきたいですので、工夫とか今後進める上での課題なんかをちょっと教えていただけたらと思います。

- **佐々木消防局長** これまでに取り組んでいただいた4つの消防団の取組なんかを会議の場で御説明をさせていただいたりだとか、あと一番最初に取り組んだ消防署が職員で詳しい取扱いの方がいたので、そういう職員を消防署にもたくさんつくれば、ほかの消防団にも波及していくのかなということで、そういう会議の場だとか、消防団長の会議の中でもいろいろお知らせをしながら、広めていきたいなというふうに考えております。

- **おさかべさやか委員** 例えばZoomとか誰かが加入していないと使えなかったりしますし、そういうツールの紹介とか、誰か一人でも団員が加入しているような状況をつくるとか、何かしら工夫してやっていってもらいたいと思います。

オンラインをやるためににはやっぱりWi-Fi環境が一番大事だと思うので、消防団員さんが集まる会議室でのWi-Fi環境の状況とか、あと非常時、災害時にWi-Fiが途絶えてしまう、通信が途絶えてしまうということがないように、地域のPWAも進めていただければと思います。これからもよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

- **竹野内猛委員** まず、消防団の評価指標というか、これまで充足率を重視していたものから、団員等の訓練への参加率のところを重視していこうというような方針でした。私も消防団に所属していますけれども、この数値にあるとおり、現状半分ぐらいが出られていないのかなというような感覚でけれども、まず活動に現状参加できない、あるいはできていない、しない理由をどのように捉えて分析をされているのか、また、そのような方々に対して活動参加率を上げていくという指標を掲げていますけれども、どういうふうなアプローチを現時点で考えていらっしゃるのか。いかがでしょう。

- **佐々木消防局長** まず、なぜ3回なのかという理由から御説明させていただきますと、地域防災の中核を担う消防団が研修や教育を受けて地域で行われる防災訓練に参加し、災害から地域を守るために取組を実施して、その結果、消防団の組織力が高まり、地域の安全・安心につながることから、年間3回ということで設定をさせていただきました。

なかなか参加できない方は、やっぱり何らかの事情でお仕事があつたりだとか、もしくは出張が多いとか、そういうところでなかなか参加できていないのかなというふうに考えております。

ただ参加ができないと、訓練も当然できなくなりますし、そういったところからまずは研修、講習を受けていただいて、それで私どものイメージしているものとしては、秋に火災予防運動とかもありますので、秋の火災予防運動なんかにも参加をしていただいて、もう一回は訓練をやっていただきますと、かなり参加率

が上がるのかなというふうに考えてございます。こういったことを丁寧に説明していきたいなと考えております。

○ **竹野内猛委員** もう一つが救急車の現場到着平均時間を6分台に維持していくという指標について、この説明にもありますけれども、高齢化もさらに進みます。夏の暑さも厳しいのが常態化するのだと思います。大変にハードな目標だと思うのですけれども、救急需要の増加に対応するために、これまででも救急隊の増隊とか、また不要不急の出動を抑制する#7119の運用とか、また速やかに搬送先を決定するためのマイナ救急などによる情報連携の強化、また隊員の身体負担を軽減するための心マッサージ器の導入とか、そうしたものも様々な取組を既に実施してきていると思うのですけれども、今後さらに増えていく需要に対して成果達成に向けた活動として、ここに円滑な救急活動の推進とだけ記載がございますけれども、具体的な新たな取組として何か今想定されているものとかがあれば伺いたいなと思います。

○ **佐々木消防局長** まず、増え続ける救急需要の予想がされますので、現状ある救急隊の隊数が本当にこのままでいいのかどうなのかという搬送体制の検討は、しっかりと引き続きやっていかなければいけないのかなと思っております。

2点目としましては、今年度中に傷病者情報共有システムというのを今開発中でございます。これは、搬送先の病院を少しでも早く決定できるように、もしくは救急活動が終わった後に事務処理になりますけれども、これを早くできるようにということで、事務処理、搬送先の病院を早く決定できる、早く処理ができるシステムを今年度中を目標に今つくっている最中でございます。

もう一点は、やはり適正利用をしっかりと市民の皆様にお伝えしていかなければいけないということで、現在もあんしん救急という冊子を作りまして、市民に啓発、広報をしているところでございます。

この3つをもって今後しっかりと取り組んでいきたいなと考えております。

○ **熊本ちひろ委員** 私からは、中期経営計画の7ページにあります防災・減災の現状と課題の2つ目のポツのところ、地域防災拠点での訓練をはじめ地域の防災活動など、共助の推進を基本に、それらを支える公助の取組を一体的に進めることが重要ですと書いてありますが、地域防災拠点というのは市内の小・中学校が多いと思うのですが、ここで学校のことをよく知っている教職員の方が力を発揮してくれることは、地域住民にとってとても安心できることだと思います。

それで、常任委員会の視察で高知に行った際にお伺いしたのですけれども、学校の用務員さん、調理員さんが消防職員の方たちから防災訓練とか、災害が発生したときの活動の取組とか指導を受けているというふうに——研修ですね——聞きました。横浜市のはうではこういった取組を進めていくのか、それとももう進んでいるのか見解を伺いたいと思います。

○ **佐々木消防局長** 地域防災拠点の関係は総務局が所管になりますので、私どもが直接地域防災拠点に関しては制度的には申し上げることはできないのですけれども、ただ、委員は高知に行かれたということで、消防職員から指導を受けているということは、私ども横浜市もこれまでずっと依頼があれば、要請があれば地域にも出向いて防災指導、いざとなつたときにどういう対応をしてくるのかということは、御指導はずっとさせていただいているところでございます。

ただ、地域防災拠点が開かれっていて、そこに私どもが行くということは、もあるとすれば総務局とも調整をしながら、そういうことはやっていけるのかなとは思っております。ふだんは要望、要請があればもちろん対応させていただいております。

- **熊本ちひろ委員** ふだんからの要請に対応いただきありがとうございます。ぜひ横浜市のほうでも消防局、総務局、それから教育委員会などと連携して、防災に関する取組を進めていただければよいなと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- **竹内康洋委員長** 他に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。

政策経営局の職員の方は退席をされて結構です。ありがとうございました。

(関係職員退室)



#### ◎ 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について

- **竹内康洋委員長** 次に、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況についてを議題に供します。
- **佐々木消防局長** 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について報告いたします。

なお、報告書全体の概要については、昨日開催されました脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会において、脱炭素・GREEN×EXPO推進局から報告しておりますので、当委員会では消防局に関連する部分について説明させていただきます。

お手元の資料またはモニターを御覧ください。

概要を御覧ください。横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づき、消防局の2024年度施策の実施状況等について報告いたします。

横浜市地球温暖化対策実行計画に位置づけられた基本方針のうち、1、基本方針6、市役所の率先行動における指標の進捗状況及び2、基本方針7、気候変動の影響への適応における2024年度の主な取組について説明させていただきます。

1、基本方針6、市役所の率先行動における指標の進捗状況について、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の状況としまして、2023年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比7.3%減の0.87万トンとなりました。また、2024年度のエネルギー消費量は、2013年度比5.6%減の156テラジュールとなりました。

各年度の状況については、下の表を御確認ください。

次に、対策の取組状況としまして、ESCO事業によるLED等高効率照明を導入し、LED化率94%となりました。また、緑消防署の本署、青葉消防署、青葉台消防出張所、そして同じく青葉消防署の奈良消防出張所及び消防本部庁舎の4施設に太陽光発電設備を導入しています。一般公用車51台のうち、2024年度は9台の次世代自動車等を導入し、割合は84%となりました。

各年度の状況については、下の表を御確認ください。

次に、シェアサイクルの取組としまして、災害時及び防災訓練において、シェアサイクルを利用できるよう市内の消防団器具置場用地へシェアサイクルポートを設置しました。今後も消防団器具置場用地等へのシェアサイクルポート設置促進に向けて設置可能地を検討するとともに、区局職員、消防団員が災害時や訓練においてシェアサイクルが利用できるよう民間事業者と連携を進め、防災力と共に脱炭素につながる取組を推進しています。

次に、職員の取組としまして、打合せや会議の際に、モニターやプロジェクトを積極的に活用するとと

もに、Teamsの利活用による情報共有を行うなど、ペーパーレスの取組を推進しました。また、横浜市グリーン購入の促進に関する基本方針に基づき、環境に配慮した物品調達を行いました。

続きまして、2、基本方針7、気候変動の影響への適応における2024年度の主な取組について、産業・経済活動分野の適応策の推進としまして、消防資機材の小型電動化を進めることで、従来の石油燃料使用による大気汚染物質の発生を抑制しました。今後も電動化資機材の導入を継続し、環境負荷の軽減に加え、災害現場での活動隊員の効率的かつ迅速な対応を促進することで、安全で持続可能な災害対応体制の構築を目指していきます。

以上、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について、消防局に関連する部分を説明させていただきました。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



#### ◎ 旧上瀬谷通信施設地区に整備する広域防災拠点における現地司令施設について

- 竹内康洋委員長 次に、旧上瀬谷通信施設地区に整備する広域防災拠点における現地司令施設についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、総務局の黒岩危機管理部長ほか関係職員が出席しておりますので、御了承願います。

当局の報告を求めます。

- 佐々木消防局長 旧上瀬谷通信施設地区に整備する広域防災拠点における現地司令施設の整備について御報告申し上げます。お手元の資料またはモニターを御覧ください。

1、趣旨ですが、令和7年3月に改定された横浜市地震防災戦略では、以下機能を備える広域防災拠点を旧上瀬谷通信施設地区防災・公園地区に整備することとしています。

以下の四角囲みを御覧ください。Iの全国から集まる応援部隊のベースキャンプ機能、IIの物資を備蓄し、避難所に届ける物資備蓄機能、IIIの市域の災害概況を基に応援部隊の現地活動調整等を行う拠点機能などがございます。

このうち、当局が所管する、IIIの機能を確保するための拠点として、現地司令施設の整備を進めており、現在の検討状況を報告します。

下の表は、参考として、地震防災戦略における、広域防災拠点が備える各機能の掲載部分を抜粋したものとなり、赤枠囲みの部分が報告対象の現地司令施設の内容となります。

右下の地図を御覧ください。具体的な現地司令施設の活用方法ですが、東名高速道路を走行してきた応援部隊が新たなインター等から広域防災拠点に到着後、赤枠囲みの箇所に整備する現地司令施設から本市の被害情報や活動指示を受けるとともに、青字で示す各機関の位置で拠点を開設し、現地司令施設を起点として応援部隊間で活動調整等を図りながら、市内の災害対応に当たっていくこととなります。

2、現地司令施設、(1)施設の概要ですが、大規模災害時に横浜市災害対策本部と連携しながら、全国から集結する自衛隊、警察、消防、医療従事者、いわゆるDMA Tなどの応援部隊の活動を一括して調整・統率し、救助や支援活動の迅速化、効率化を図るための施設です。

(2)整備する機能ですが、前述の施設効果を発揮するため、下の図に記載のとおり、5つの主な機能を

備えた施設として整備を進めております。各機能の概要となりますと、1つ目の現地司令機能として、集結した応援部隊に対する集中的かつ迅速な情報共有や活動指示等を行う機能、2つ目の活動調整機能として、応援部隊間の情報共有、活動調整等の促進機能、3つ目の補完的後方支援機能として、応援部隊の宿営・補給・休息等の後方支援活動を補完する機能、4つ目の回転翼機受入れ機能として、複数のヘリコプターを受け入れ、調整・統率する機能や機体の簡易整備等を行う機能、これら大規模災害時における機能のほか、5つ目の平時の活用として、市民への防火・防災啓発や自治会・町内会の訓練、活動支援、消防職員・消防団員の訓練などが実施可能な機能や消防拠点機能などを備えた施設としての整備を進めており、イメージ図のような施設を想定しています。

(3) 施設整備規模等ですが、敷地面積は約2ヘクタールで、現在、国有地の取得調整を進めているところでございます。建物面積は、延べ約2500平方メートル、地上2階建てを想定しています。総事業費は、令和7年度時点の想定額として、用地取得、建築工事や庁舎開設に必要な備品購入費等を合わせ、約49億円を見込んでおります。財源については、国の財政措置の活用を見据え、本年6月と11月に国に対しまして、財政支援の要望を提出しているところでございます。

(4) 整備スケジュールですが、今年度に基本設計を実施し、公共事業評価委員会での審議、市民意見募集を行います。令和8年度から9年度にかけて、引き続き基本設計を行った後、実施設計を進め、令和10年度から11年度にかけ、土地取得調整、工事を行い、令和11年度中の竣工を目指しております。

なお、スケジュールは、国や関係機関との調整状況により変更の可能性があります。

また、令和7年度に実施予定の公共事業評価委員会は、令和8年1月21日水曜日、市民意見募集は同年1月20日火曜日から約1か月間を予定しております。

簡単ではございますが、以上で報告を終わります。

○ 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

説明員の方はありがとうございました。

以上で消防局関係の審査は終了いたしました。

次に、市民局関係に入ります。

当局参集の間、休憩をいたします。

休憩時刻 午前10時47分

(当 局 交 代)



再開時刻 午前10時49分

○ 竹内康洋委員長 それでは、委員会を再開いたします。

なお、佐藤副市長はほかの委員会に出席しておりますが、審査の状況により、当委員会に出席するとのことでございますので、御了承を願います。



### ◎ 市第43号議案の審査、採決

○ 竹内康洋委員長 市民局関係の審査に入ります。

なお、当局からの発言に際しては、着座のままで結構です。

初めに、市第43号議案を議題に供します。

#### 市第43号議案 横浜市区づくり推進基金条例の制定

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 市第43号議案横浜市区づくり推進基金条例の制定について御説明させていただきます。  
議案書では19ページから21ページに記載がございますが、本日は、別途お配りしている市第43号議案関連資料で御説明させていただきます。

初めに、1、趣旨ですが、特定の区での活用を希望する寄附の申出を受ける状況等を踏まえ、寄附者のお気持ちに寄り添いながら、寄附金の着実な受入れと活用を図り、寄附金の複数年度で柔軟な活用等を可能にするため、新たに横浜市区づくり推進基金を設置します。

次に、2、基金活用事業の考え方ですが、個性ある区づくり推進費や該当区に関連する各局所管事業に活用します。

続いて、3、施行期日についてですが、公布の日から施行します。

最後に、4、条例の周知、区における寄附受入れの周知についてですが、市のホームページや各種広報物での広報のほか、寄附申出があった際に、区役所窓口で御案内することなどを通じて、幅広く市民の皆様へ広報します。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決いたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第43号議案については原案可決といたします。

#### ◎ 市第46号議案及び市第47号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第46号及び市第47号議案につきましては、説明の都合上2件を一括議題に供します。

#### 市第46号議案 横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正

#### 市第47号議案 横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 市第46号議案横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部改正及び市第47号議案横浜市個人情報の保護に関する条例の一部改正について、一括して御説明いたします。

議案書では29ページから36ページまでに記載がございますが、本日は、別途お配りしている市第46・47号

議案関連資料で御説明いたします。

1の趣旨ですが、本市における情報公開制度のDXを推進し、市民の利便性向上を図るため、令和8年度から情報公開システムを運用することに伴い、横浜市の保有する情報の公開に関する条例及び横浜市個人情報の保護に関する条例の一部を改正します。併せて、横浜市個人情報保護審議会での議論を深め、より効果的に個人情報保護の措置を講ずることができるよう、個人情報を取り扱う事務の委託に関する審議会への報告範囲を変更するため、保護条例の一部を改正します。

2の改正概要ですが、1、情報公開条例については、ア、システムでは、その開示対象文書を30日間はいつでもオンラインによる閲覧及び写しの交付を可能とすることから、再開示制度を適用除外といたします。イ、開示請求が多く、不開示となる情報がない行政文書などは、あらかじめシステムに登載し、自由な閲覧及び取得を可能とすることから、開示請求の対象外とします。

(2) 保護条例については、ア、現行保護条例では、個人情報を取り扱う事務の委託は、全件を審議会に報告しておりますが、新規委託かつ個人情報の取扱件数が多いもの、または漏えい等により個人の権利利益を害するおそれが大きいものを報告対象とします。イ、システムにより、電磁的記録の保有個人情報の写しを交付する場合の手数料の額は、情報公開条例に規定する電磁的記録の文書を電子情報処理組織の使用により交付する場合の手数料の額と同額とします。

3の施行期日でございますが、情報公開条例は令和8年5月1日から施行します。保護条例は規則で定める日から施行しますが、審議会の報告に係る改正は令和8年4月1日から施行します。

なお、参考資料として、各条例の新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。  
特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、1件ずつ採決をいたします。  
初めに、市第46号議案についてお諮りをいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第46号議案については原案可決といたします。  
次に、市第47号議案についてお諮りをいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第47号議案については原案可決と決定をいたします。

#### ◎ 市第48号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、市第48号議案を議題に供します。

市第48号議案 横浜市地区センター条例の一部改正

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 市第48号議案横浜市地区センター条例の一部改正について御説明いたします。
- 議案書では37ページから38ページに記載がございますが、本日は別途お配りしている市第48号議案関連資料で御説明いたします。
- 1、趣旨についてですが、横浜市地区センター条例に基づく、横浜市南本宿公園コミュニティハウスを設置するため、横浜市地区センター条例の一部を改正します。
- 2、条例改正の主な内容についてですが、地区センターの名称及び位置を掲げた別表に、横浜市南本宿公園コミュニティハウスを追加します。
- 3、新たに設置するコミュニティハウスの概要については、以下の表のとおりです。
- 4、施行期日についてですが、別途、規則で定めます。
- 2ページを御覧ください。5、位置図を記載しておりますので、参考に御覧ください。
- 説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。
- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。
- 特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。
- 本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。
- (「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第48号議案については原案可決と決定をいたします。
- 
- ◎ 市第56号議案及び市第57号議案の審査、採決
- 竹内康洋委員長 次に、市第56号及び市第57号議案につきましては、説明の都合上2件を一括議題に供します。

市第56号議案 地区センターの指定管理者の指定  
市第57号議案 公会堂の指定管理者の指定

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 渋谷市民局長 市第56号議案地区センターの指定管理者の指定及び市第57号議案公会堂の指定管理者の指定について、いずれも市民利用施設の指定管理者の指定に関する内容のため、一括して御説明いたします。
- 本議案は、指定管理者の指定に当たり、地方自治法第244条の2第6項に基づき提案するものです。
- 議案書では87ページから90ページに記載がございますが、本日は別途お配りしている、市第56・57号議案関連資料で御説明いたします。
- 初めに、1、市第56号議案地区センターの指定管理者の指定についてですが、中屋敷地区センターでは指定候補者が株式会社清光社、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。
- 表の下段の都岡小コミュニティハウスは、指定候補者が一般社団法人あさひ区民利用施設協会、指定期間は都岡小コミュニティハウスの供用開始の日から令和13年3月31日までです。

いずれも選定の経過は記載のとおりで、各区で公募を行い、各指定管理者選定委員会において審査の上、選定を行いました。

2ページを御覧ください。次に、2、市第57号議案公会堂の指定管理者の指定について御説明いたします。

港南公会堂は、指定候補者が株式会社清光社、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。

表下段の瀬谷公会堂は、指定候補者が相鉄企業株式会社、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までです。

いずれも選定の経過は記載のとおりで、各区で公募を行い、各指定管理者選定委員会において審査の上、選定を行いました。

説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件につきましては質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 竹内康洋委員長 それでは、1件ずつ採決をいたします。

初めに、市第56号議案についてお諮りをいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第56号議案については原案可決といたします。

次に、市第57号議案についてお諮りをいたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第57号議案については原案可決といたします。

#### ◎ 横浜市中期計画2026～2029（素案）について

- 竹内康洋委員長 それでは、次に報告事項に入ります。

初めに、横浜市中期計画2026～2029素案についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、政策経営局の齊藤担当理事ほか関係職員が説明員として出席をしておりますので、御了承を願います。

また、本計画の全体概要については、消防局関係の審査の際に説明を受けておりますので、説明を省略することとし、直ちに市民局関係の説明をお願いいたします。

当局の報告を求めます。

- 渋谷市民局長 お手元の資料、横浜市中期計画2026～2029素案市民局抜き刷り版を御覧ください。

1ページをお開きください。目次に記載の市民局関連の政策群と行政運営を御説明いたします。

7ページをお開きください。政策群01、毎日の安心・安全について御説明いたします。

現状と課題ですが、防犯対策の推進では、市民の不安を解消し、誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、ニーズが高い暗がりの解消など、安心感と安全性を高めるまちづくりを推進することが重要です。

市民局が目指す姿ですが、防犯対策の強化が進み、地域防犯力が向上し、犯罪が発生しにくい、誰もが安心して暮らせる環境が整っている姿を目指します。

右側8ページを御覧ください。施策1、防犯、歩行者の安心・安全ですが、先端技術の活用による暗がり解消と安心・安全を実感できる見守りに取り組むなど、市民、地域、事業者、そして行政が一丸となって、誰もが暮らしやすいまち、安心で安全なまちを実現するため、犯罪を未然に防ぐための防犯対策の取組を進めます。計画期間中に、市民局が進捗管理する指標として、明かりの充足率から見た夜間照度、自治会町内会からの新規要望の充足率から見た防犯カメラの設置率、小学校周辺の防犯カメラ機能つき防犯灯設置率、防犯対策を実施していると答えた市民の割合、自治会町内会の防犯活動実施率を挙げています。

9ページをお開きください。政策群08、暮らし・コミュニティについて御説明いたします。

現状と課題ですが、人口減少やライフスタイルの多様化等に伴い、地域のつながりが希薄化し地域活動の担い手不足や新たな担い手の発掘が課題となっています。また、デジタル手法の導入等を通じた自治会町内会の負担軽減を図りながら、将来に向けた地域コミュニティの活性化が重要です。

市民局が目指す姿ですが、地域で、共に支え合い、誰もが自分らしく活躍できている暮らしやすいまちの実現、地域コミュニティが主体となって取り組む地域課題の解決に向けた活動が継続するとともに、自治会町内会など地域で活動する団体や人々、企業、学校などの多様な主体と連携する協働による地域づくりがより一層推進されている姿を目指します。

右側10ページを御覧ください。施策16、地域の生活環境ですが、自治会町内会の負担軽減を図るため、デジタル手法等を導入し、情報共有や手続の効率化を進めるなど、より多くの人が地域活動に参加しやすい環境を整え、多様な主体が連携し、課題解決に向けて協力する活発な地域コミュニティの形成を目指します。

計画期間中に市民局が進捗管理する指標として、地域で顔の見える関係ができていると答えた市民の割合、自治会町内会活動に係る補助金等のオンライン申請率を挙げています。

次に、行政運営について御説明いたします。15ページをお開きください。01、便利で安心な市民サービスについて、項目ごとに御説明いたします。

現状と課題ですが、1つ目の窓口サービスでは、結婚や引っ越しなどのライフイベントについて、オンラインで手続可能なものと、区役所に行く必要がある手続が混在しており、オンラインだけでは手続が完結しない状況です。また、手続に要する時間が長く、来庁者の負担につながっている課題があります。

市民局が目指す姿ですが、区役所に行かずに、いつでもどこでも手続ができる状況の実現、手続のために区役所を訪れた場合でも、窓口のワンストップ化が進み、短時間で手続を終えられる窓口が実現している姿を目指します。

16ページを御覧ください。（1）行かない、待たない、書かない、回らない窓口の実現ですが、区役所で行うライフイベント関連手続のオンライン化や、デジタル技術等を活用したサービスの導入、証明発行窓口の統合、窓口のワンストップ化などを行い、市民の皆様の利便性を向上するとともに、効率的な窓口サービスを実現します。

計画期間中に市民局が進捗管理する指標として、コンビニ等での住民票発行利用率、引っ越し手続に伴う申請書記入枚数、引っ越し手続の所要時間の縮減を挙げています。

15ページにお戻りください。上から3つ目、地域支援の在り方の現状と課題ですが、人口減少やライフスタイルの多様化に伴い、地域のつながりが希薄化する中、地域活動の担い手不足や新たな担い手の発掘が課

題となっております。

市民局が目指す姿ですが、区役所の機能強化やデジタル技術の活用等を推進するとともに、地域特性に応じた地域支援の充実を図ることにより、地域活動が活性化している姿を目指します。

16ページを御覧ください。（3）地域課題の解決に向けた取組強化ですが、区役所の支援体制の強化による相談・支援の充実を図るとともに、分野横断的な地域サポートチームを新たに設置し、地域主体の課題解決を支援します。また、地域課題の解決に向け、多様な主体との連携、コーディネートを図ります。

計画期間中に市民局が進捗管理する指標として、地域サポートチームが伴走し課題解決に取り組む地区数、市民協働事業数を挙げています。

以上、横浜市中期計画2026～2029素案のうち、市民局関連部分について御説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。

- 藤代哲夫委員 便利で安心な市民サービスの地域支援の在り方について少し確認をさせていただきたいのですけれども、特に私の場合は福祉保健センターのことについてであります。

コロナ中もコロナ前後もそうですけれども、現場のいわゆるそういう資格を持った方の仕事の量が相当多岐にわたっているということ、私も予算特別だったかな、質問させていただいたところですけれども、やはり福祉保健センターの忙殺、これは非常に大きな課題であるということを申し上げさせていただいたところでもあります。

そのような中で地域サポートチームを新たに設置するということなのですけれども、これは区役所の支援体制の強化ということ、相談支援の充実ということが書いてあるのですが、その辺でいわゆる福祉保健センターの忙殺が対応できるのかというところを、今、市民局としてどう考えているのかをまず聞かせていただきたいと思います。

- 渋谷市民局長 今回、前回の区役所リ・デザインについて御報告させていただいた中で、業務を効率化できる部分についてはBPRでしっかりと効率化をしていきたいというふうに考えております。

その上で、やはりおっしゃっていたような福祉保健の課題ですか、今、課題も多様化、複雑化していく、はざまに落ちてしまうような方をきちんと対応していく必要があるというふうに考えております。なので、業務をDXとかを使いながら効率化した上で、市民が相談しやすい環境を整備して、誰も取りこぼさないセーフティネットをつくっていくことが区役所リ・デザインの1つの大きな柱だというふうに考えております。

そういう意味では区の総務部と、あと福祉保健センターが共に一体となった地域サポートチームを構築しまして、区役所全体で地域支援にもしっかりと取り組んでまいりますし、個別の取組に関しましてもより充実した形で取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

- 藤代哲夫委員 リ・デザインの話は私も認識をしておりまして、まさに業務の効率化ということをやっていくと、いわゆる相談窓口の充実というものが逆に図られないのではないかということになつてはいけないので、これは両輪でやっていくということだと思うのですけれども、非常に難しいと思うのですね。

今局長から触れていただいたと思うのですけれども、福祉保健センターはもう相当相談件数が多様化しています。ここにも書いてありますけれども、高齢、障害、子育て、貧困、もちろんヤングケアラーとかいろいろ多岐にわたっていますので、ここはサポートチームでやるということは1つの方向性としていいと思う

のですけれども、今後の福祉保健センターの在り方ということについても、これはまた県福さんとか医療局とかいろいろ調整があると思うのですが、少し別枠でという言い方は語弊があるかもしれないですけれども、相談支援体制の強化の中の話ではなくて、少し別枠で議論していく必要があるのではないかなどというふうに思うのですけれども、局長の所感を伺いたいと思います。

- 渋谷市民局長 私も区の福祉保健センターに行ったこともあります。個別の相談と申しますと、今はやはり紙中心であったりとか相談を外にアウトリーチで出ていって聞いてきたものを、戻ってきてからデータとして残して、紙につづるというような状況がございますが、今DXが進展してきておりまして、そういったところもやりとりを自動で文字起こしするというようなものも出てきております。

そういった様々な技術なんかの活用も考えながら、委員がおっしゃるとおり総務局の行政マネジメント課ですとか健康福祉局と共にどうしたらきちんと市民に向き合う時間が取れるのか、そこをきちんと考えていく必要があるというふうに考えております。

- 藤代哲夫委員 ゼロ効率化ということと相談支援の充実を図るということの整合性というか車の両輪の取組、これはぜひお願ひをしたいと思います。特に福祉保健センターについては、今後も私はいろいろな形でチェックをさせていただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

- 田中紳一委員 地域計画の全体像の中でも安心・安全なまちというのは、かなりステータスが高いところに置かれていて、市民局さんでも頂いた資料の8ページ、様々な防犯、防災の安心・安全が=見られる=というふうに書かれていますけれども、一方でこの全体像の中で9ページかな、日常生活の困り事という中でやっぱり最近いろんな犯罪が多発する中で、犯罪や防犯ということに対する市民の意識が高いというか、そこに対する危惧はすごい持っていると思うのですけれども、そもそも横浜市というのは犯罪認知件数というのは、他都市と比べるとどのような状況なのでしょうか。安全なまちなのか、犯罪が多いまちなのかという●。

- 渋谷市民局長 横浜市は、市民と共にしっかりと自分たちで自分たちのまちを守るということで進めてきておりますので、平成16年から令和3年まで、刑法犯の認知件数は減少傾向を示してきておりました。ただ、令和4年度以降増加に転じている状況もございます。他の政令指定都市も同様な傾向にあります。

横浜市は人口規模が多いので、やはり刑法犯の認知件数は1万7499件ということで多いものの、人口1000人当たりの犯罪発生率で見ますと4.64ということで、政令指定都市の中では最も低い状況です。そういった意味では、より防犯力を強化して、安心・安全を感じられる、実感できるまちを市民の皆さん、事業者等と条例をつくって取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

- 田中紳一委員 今、全国で1000人当たりの数が一番少ないというのは非常に安心いたしましたし、今後いろいろ御局でも進めていくということだと思うのですけれども、市長がよくおっしゃる市民の実感とかアウトカムという意味でいうと、心配事に犯罪や防犯というのはなるべく上がってこないというのが一番アウトカムとしては好ましいことだと思うのですけれども、そこら辺に向けてどういう、今見るとアウトカム指標の中には市民局さん、どっちかというとハード的なことが入っているのですけれども、その市民実感みたいなところはどう測っていくのかというか。

- 渋谷市民局長 おっしゃっていただいたとおり、今回の新たな中期計画につきましては、市民の実感をしっかりと成果指標としていくことで、治安の良いまちになっているというところも、治安の良いまちだと答えた市民の割合ということで、市民ニーズをしっかりと調査していくような形になるというふうに

考えております。

委員のおっしゃいますとおり、実際はこういったことを施策としてやらなくてもいいような状況になることが一番大切なふうには思っておりますけれども、やはり今の現状を見ておりますと、手を変え品を変え様々な犯罪が起こってきている中では、犯罪状況をしっかりとアンテナを張って捉えて、神奈川県警察をはじめ連携しながら、必要な防犯対策をやっていく必要があるんだというふうに考えております。

- **田中紳一委員** 市民部のマターじゃないのかもしれませんけれども、先ほど伺った1000人当たりでいうと日本で一番安全なまちだというふうなことをシティセールスに使ったらしいと思うのですよ。別に横浜市民だけが犯罪や防犯に対して危機意識を持っているわけじゃなくて、シティセールスにこの数字も出して、さらに横浜市でこういう取組をしていますよというのをぜひ使っていただければなと思います。
- **齊藤政策経営局担当理事** 政策経営局から今の件について、シティプロモーションも扱っておりますのでお答えしますと、実は横浜移住サイトの中で治安が良いまちなのだということ、令和何年度だったか失念しましたが、その数値も出したりして、安心して暮らせるということもアピールの1つとして使うようにしています。

ただ、それに限らずやっぱり安心・安全に暮らしていけるから横浜は良いところなのだということで、また住みたい、住み続けたいということを追いかけている計画ですので、御指摘の点についても踏まえて、とても良い傾向にはある数値ですので、シティセールスにも生かしていくという観点は承りました。ありがとうございます。

- **越久田記子委員** 私からは、16ページの取組のところの（3）のところ、地域課題の解決に向けた取組強化というところで、市民協働事業数というのは現状と目標という形で掲げていらっしゃると思うのですけれども、この目標値というのはこの1120件（4か年）というのが、単純に割り算すると280ということで、現状の年間278とあまり変わらない数字ではあるのですけれども、まずこの数字を掲げる理由というのを聞かせていただいてよろしいですか。
- **渋谷市民局長** 議会の皆様からもおっしゃっていただいておるのですけれども、横浜市はやはり市民協働に力を入れてきて、歴史もありまして、条例もございます。そういう中では現状自体もかなり頑張って伸びをして取り組んでいるのだというふうに思っているところでございます。

これは、目標として4か年、少し低いかなというところも確かに考えられますけれども、これから本当に地域の課題ですか、社会課題が多様化、複雑化する中において、協働の取組というのもかなりネットワークをつくってやっていくとか、そういう多様な主体が協働していくということで難しい部分が出てこようかというふうに思っております。

そういう意味ではあまり数としては多くないところは恐縮ではございますが、しっかりと取り組みまして、場合によっては情報修正していくというようなことも考えていくべきふうに思っております。

- **越久田記子委員** いろいろ勉強させていただく中で物すごく頑張っていらっしゃるということはすごく理解はしているので、数としてはすごく増やした目標ではないのかも、一つ一つをしっかりとじっくりとやっていただくことを要望して終わりたいと思います。ありがとうございます。
- **竹内康洋委員長** 他に御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度にとどめます。

政策経営局の職員の方は退席をされて結構です。ありがとうございました。

(関係職員退室)

## ◇ 令和8年度の組織再編・事務移管の検討状況について

- 竹内康洋委員長 次に、令和8年度の早期組織再編・事務移管の検討状況についてを議題に供します。
- なお、本件につきましては、政策経営局の川合男女共同参画担当理事及び松木総務部長、総務局の久保田人事部長並びに国際局の手塚総務部長ほか関係職員が出席しておりますので、御了承を願います。
- 当局の報告を求めます。
- 渋谷市民局長 令和8年度の組織再編・事務移管の検討状況について御説明いたします。
- 本内容は、12月16日に開催予定の政策経営・総務・財政委員会において説明予定のため、当委員会では市民局に關係する部分のみ抜粋して御説明させていただきます。
- 資料1ページを御覧ください。1の趣旨についてですが、人口減少や自然災害、気候変動、物価高騰など、社会経済情勢が急速に変化する中で、中期計画の素案に掲げる明日をひらく都市の実現に向けて、組織の縦割りを打破し、よりスピード感を持って政策を推進できる組織への変革を目指してまいります。令和8年度に向けては、新たな中期計画に掲げる市民目線の政策実現力の向上と持続可能な市政運営の推進に向けた組織全体の最適化を図るため、以下のような組織再編・事務移管について検討を進めています。
- 次に、組織再編・事務移管の考え方について御説明いたします。資料中段を御覧ください。
- (1) 国際平和と多様性を尊重する社会の実現に向けた事務移管として、国際平和と在住外国人・共生社会、男女共同参画について、多様性の尊重という観点から、人権施策を統括する部門との連携の下、一体的に政策推進を図るため、国際局の総務部門等と政策経営局の男女共同参画部門を市民局へ移管します。
- (2) 公民連携の効果的な推進に向けた事務移管として、協働・共創を一元化し、公民連携のさらなる効果的推進を図るため、市民局の市民協働部門を行政・財政に関する新組織に移管します。
- 3、今後のスケジュールについてですが、本常任委員会にて御意見を伺った上で、総務局より来年の第1回定期会において関係条例の改正議案を提出させていただき、来年4月に新組織を設置するスケジュールとなる予定と伺っています。
- なお、1ページ下段と2ページの別紙に、再編の内容を図形式でまとめておりますので、後ほど御覧ください。
- 以上、簡単ではございますが、令和8年度の組織再編・事務移管の検討状況について御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。
- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。
- 竹野内猛委員 今回、市民局に移管しようとする、まず多文化共生の取組について、これは外国人の市民生活にも密着・密接した、もはや日常の市民生活そのものの課題というか、取組として、市民局を中心に、具体的な個別の地域での課題について関係部署との連携が図られて、より適切で効果的なアプローチ、多文化共生の取組について図られるのではないかと期待をしているところなのですが、この点についての見解を伺いたいと思います。
- 渋谷市民局長 委員のおっしゃっていただいたとおり、市民局では人権尊重と、やはり市民の声を基に地域支援、区政支援を軸として、地域における市民活動の総合的な支援を行っているところでございます。
- という意味では、再編後、国際平和、在住外国人もかなり増えてきている状況がございます。共生社会、男女共同参画の業務を、多様性の尊重ということが大切だというふうに思っておりまして、そういう観点

から市民局で一体的に所掌し、地域の皆さんと共に取組を推進することで、誰一人取り残さない社会、誰もが自分らしく暮らせる社会、身近な地域づくりを区役所ですとか関係局と連携して進めていけるものというふうに考えております。

- **竹野内猛委員** 今お答えいただいたところともかぶつてくるかもしれませんけれども、一方で国際平和の取組ということについて、市民局に移管され、市民局ならではの視点とか、推進を図る上での強みというのはどういうところにあると考えていらっしゃるか伺いたいと思います。
- **渋谷市民局長** 国際平和って本当に多義だというふうに思っておりまして、市民局のほうで行う部分につきましては、やはり多様性を尊重していくというところですね。SDGsの目標が目指している平和で包括的な社会というところかなというふうに考えております。

そういった意味では様々な紛争とならないよう、多様な意見を尊重し合える、地域の日々の暮らしの中で理解し合えるようなことが大切だというふうに思っておりまして、先ほども申し上げましたが、地域支援、区政支援を担っている市民局としましては、地域の皆様、区役所と共に日々の生活において多様性の尊重を大切なとして啓発していく。そういった中で、平和が守られていくものだというふうに考えております。

- **藤代哲夫委員** 佐藤副市長がいないので、全般的なことが聞けないので、市民局のくくりの中で質問させていただきたいと思うのですけれども、今国際局がいわゆる国際平和の部分なのですけれども、地域在住の外国人だとかが前提の部分なのですかね。国際平和というのは多岐にわたりますから、どの部分を市民局に移管するということをちょっと聞かせてください。
- **渋谷市民局長** 国際平和事業なのですけれども、市民の皆様、特に次代を担う若い世代の皆様が平和を自分事として捉えて、自ら考えて行動していただけるように、国際平和講演会ですかパネル展、小学生等を対象とした平和学習プログラムなどの、先ほど申し上げましたが、啓発の取組を実施していくことが大切だというふうに考えております。

市民局でやる部分としましては、国際平和はその動向が市民生活に直結する部分、市民の安全と安心の基盤だというふうに考えておりますので、地域を総合的に支援する市民局の部分、その部分については市民局だというふうに考えているところでございます。

- **藤代哲夫委員** 理解をさせていただきました。実際に国際平和というと非常に多岐にわたりますので、今、市民局のくくりではということの答弁、非常に理解はさせていただきましたので、それはそれでいいのですけれども、やはり国際局としてやってきた少し対外的なものについての取組ということについては、これは政策経営局はいらっしゃるのでしたっけ。経営局に行くということの考え方で考えているということでおろしいのでしょうか。

- **川合男女共同参画担当理事** 委員のおっしゃっていただいたとおりかと思います。
- **藤代哲夫委員** 中期計画がこれから考え方として組織の編成というのは私も理解しているのですけれども、実際に組織再編をすることによるメリット、デメリットということももう少し議論が必要だと思いますので、今後また少しその辺の共有をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- **竹内康洋委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

政策経営局、総務局及び国際局の職員の方は退席をされて結構です。ありがとうございました。

(関係職員退室)

## ◎ 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について

- 竹内康洋委員長 次に、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 渋谷市民局長 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。当該条例に基づき、当局に関連する部分について御説明いたします。

なお、報告書の全体概要については、別途、所管である脱炭素・GREEN×EXPO推進・みどり環境・資源循環委員会において、脱炭素・GREEN×EXPO推進局から御説明することとなっております。

それでは、目次に沿って説明させていただきます。当局に関連する取組は、1、指標の進捗状況、基本方針6、2、2024、令和6年度の主な取組、基本方針4、7です。

3ページを御覧ください。1、指標の進捗状況について御報告いたします。基本方針6、市役所の率先行動のうち、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の状況ですが、温室効果ガス排出量について、2023年度は、2010年度比6.5%減の2.5万トンとなりました。エネルギー消費量について、2024年度は2013年度比0.9%減の525テラジュールとなりました。それぞれの推移については、表を御覧ください。

4ページを御覧ください。指標に関する取組状況ですが、LED等高効率照明について、瀬谷地区センター等でESCO事業によるLED等高効率照明を導入し、導入率は86%となりました。太陽光発電設備について、泉区総合庁舎でESCO事業による太陽光発電設備を設置し、設置数は累計23施設となりました。一般公用車における次世代自動車等導入について、区役所の車両を対象に39台の次世代自動車等を導入し、導入率は67%となりました。それぞれの推移については、下の表を御確認ください。

また、職員の取組についてですが、会議等においてはプロジェクトを活用するペーパーレスの取組、全職員を対象とした環境研修受講による温暖化対策の取組への理解促進、グリーン購入の推進を実施しました。

5ページを御覧ください。2024年度の主な取組について御報告いたします。基本方針4、市民・事業者の行動変容の促進について、1、多様な主体と連携した普及啓発では、自治会町内会館における省エネ設備導入費用の補助を実施しました。補助申請件数は435件で、LED照明246件、エアコン298件、断熱窓21件、太陽光発電設備8件、蓄電池7件となりました。自治会町内会が省エネ化を進めたことにより、地域の環境負荷軽減と快適な活動環境の整備、会員の皆様への脱炭素の意識醸成が図られました。

6ページを御覧ください。基本方針7、気候変動の影響への適応について、3、熱中症・感染症等分野の適応策の推進ですが、上郷・森の家や地区センター等では、施設利用者に対し熱中症予防の注意喚起を行いました。地区センター体育室等の公共工事において、作業時における水分補給や扇風機、空調の使用について施工者と事前調整を行い、熱中症対策に努めました。

以上、当局に関する部分についての御報告といたします。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

## ◎ 防犯のまちづくり推進の取組について

- 竹内康洋委員長 次に、防犯のまちづくり推進の取組についてを議題に供します。

なお、本件で報告される仮称横浜市防犯のまちづくりのまちづくり推進プランにつきましては、当局からの報告及び質疑が終了した後に、横浜市議会基本条例第13条第3号に規定をする議決事件に該当するかどうかについて協議を行います。

初めに、当局の報告を求めます。

○ 渋谷市民局長 防犯のまちづくり推進の取組について御報告いたします。

お手元に説明資料と計画素案をお配りしております。本日は、説明資料で御説明させていただきます。

それでは、お手元の説明資料の2ページ、1、趣旨を御覧ください。本市では、平成17年によこはま安全・安心プランを策定し、自分たちのまちは自分で守るという自主防犯力の強化を掲げ、地域と行政の連携による防犯対策を推進してきました。

しかし、近年、犯罪の手口は多様化・巧妙化し、刑法犯認知件数も増加に転じています。そのため、市の責務を明確化した防犯条例を制定し、条例に基づき体系的な防犯対策を進めるための新たな計画を策定します。

3ページを御覧ください。2、条例と計画の概要ですが、条例の名称は横浜市防犯のまちづくり推進条例を予定しています。この条例は、横浜市における犯罪の防止に関し、市の責務並びに事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、防犯のまちづくりを推進することを目的とします。そのため、事業者や市民の皆様に義務を課したり、権利を制限したりする内容ではございません。条例案の骨子では、目的から施策の推進までの7項目を規定します。

特徴としましては、(3)本市の責務では、目的を達成するため、関係機関と連携し、防犯のまちづくりに関する施策を策定、実践すること。(6)計画の策定では、防犯のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、防犯のまちづくりに関する基本的な計画を定めること。(7)施策の推進では、データ分析やデジタル技術の活用等に積極的に取り組み、市民、事業者等の意識の啓発を推進し、相互に連携と協力を図るよう努めることとしています。

4ページを御覧ください。計画の名称は、横浜市防犯のまちづくり推進プランを予定しています。計画の第1期は、令和8年度から令和11年度とします。この計画は、条例に基づき策定し、中期計画と連動させて、体系的な防犯対策を進めるための市の行動計画とすることとしています。

データの活用とDXの推進を加えた施策を推進し、安心を実感できる・安全を届けるスマート防犯シティ横浜を目指します。本ページの図については、条例・新たな中期計画・本計画の関係性を示したものとなります。

5ページを御覧ください。3、横浜市防犯のまちづくり推進プランの方向性ですが、スマート防犯シティ横浜を実現するため、3つのビジョンを掲げています。

ビジョン1として、DXにより防犯力が向上するまちを目指します。本ビジョンでは、先端技術で守るをテーマとして、IoTやICTなどの先端技術を活用したスマート防犯の推進により、暗がりを解消するなどの防犯力の向上を図ります。

ビジョン2として、スピード、データ活用による防犯対策を推進するまちを目指します。迅速・的確な防犯データで守るをテーマとして、防犯情報をデータ化・分析することで、必要な情報が必要な人に適切に迅速に届く環境を構築します。また、データに基づく戦略的な防犯インフラの整備を行います。

ビジョン3として、誰もが防犯対策のアクターとなるまちを目指します。自分たちのまちは自分たちで守

るをテーマとして、約377万人の市民をはじめ、約3000の自治会・町内会、防犯協会、民間事業者、神奈川県警察などが連携し、地域コミュニティのつながりを深めながら、市と協働して防犯活動を推進します。

6ページを御覧ください。（2）ビジョン1、DXにより防犯力が向上するまちの現状と課題としては、夜間の暗い道路への不安、地域の見守り活動の担い手の減少、子供、高齢者を狙った犯罪への対処などとしています。これを解決する方法として、AIやIoTなどの先端技術を活用した安心を実感できる環境の構築などを進めてまいります。そして、本市の取組としては、先端技術を活用した防犯灯や防犯カメラの設置、GISマップを活用した効率的な暗がりの解消、子供や高齢者の安全を見守る取組の強化などを想定しています。資料右の市民意識については参考として掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

7ページを御覧ください。（3）ビジョン2、スピード、データ活用による防犯対策を推進するまちの現状と課題としては、世代間で情報ツールが異なる、防犯に関心が薄い層への情報伝達、被害者、加害者になるリスクの拡大などと設定しています。これを解決する方向性として、世代などに応じた様々な方法による情報発信、防犯情報の見える化や行動変容を促すターゲットを絞った情報発信などを進めていきます。

本市の取組としては、ナッジを活用した情報発信、緊急性の高い防犯情報のSNSを活用した即時発信、本市から送付する通知に合わせた情報発信などを想定しています。

8ページを御覧ください。（4）ビジョン3、誰もが防犯対策のアクターとなるまちの現状と課題としては、防犯活動の属人化、防犯活動へのきっかけや機会がない層の存在などと設定しています。これを解決する方向性として、自然に防犯に関われる環境の整備、防犯活動が手薄になる深夜帯の防犯力強化などを進めています。本市の取組としては、青色の回転灯等を装備した車による深夜の重点パトロール、地域団体による防犯活動に参加できるサイトの構築、ながら見守り協力者へのグッズの配布などを想定しています。

9ページを御覧ください。（5）推進体制は、全庁一丸で計画を推進すること、成果指標を定め、外部有識者により施策の効果を客観的に検証し、実効性のある計画の運用を図ること、計画期間内においても社会情勢や犯罪動向の変化があれば、必要に応じて計画を変更することとします。

（6）制定までのロードマップですが、令和8年1月上旬に条例案骨子、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、令和8年5月頃に条例の議案の上程、計画原案の策定を行い、条例の施行と共に計画を開始することを予定しております。

御報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、質疑についてはこの程度にとどめ、ただいまの報告の中でありました仮称横浜市防犯のまちづくり推進プランが議決事件に該当するかどうかについて協議したいと思います。

それでは、本件について各会派などの御意見をお願いいたします。

- おさかべさやか委員 条例にひもづいた推進プランということで、自民党としては議決の必要はないと考えております。
- 竹野内猛委員 我が会派も今おっしゃっていた理由と同様に議決事件ではないと考えております。
- 越久田記子委員 我が会派も柔軟性を持たせてしっかり取組を推進していくものだと思っていますので、議決には該当するものではないと思います。
- 田中紳一委員 我が会派も同様の理由で議決事件に相当しないというふうに判断しております。
- 熊本ちひろ委員 我が会派も議決事件にしないということです。

○ 関嵩史委員 議決事項にすべきではないと考えています。

○ 竹内康洋委員長 それでは、お諮りいたします。

皆様からの御意見をお伺いしました結果、本委員会といたしましては、本プランは議決事件に該当しないことといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

当局におかれましては、今後も各委員及び市民の御意見をよく参考にしながら、本プランの策定を進めていただきたいと思います。

#### ◎ 行政サービスコーナーの一部廃止について

○ 竹内康洋委員長 次に、行政サービスコーナーの一部廃止についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

○ 渋谷市民局長 行政サービスコーナーの一部廃止について御説明させていただきます。

お手元の資料、行政サービスコーナーの一部廃止についてを御覧ください。

2ページを御覧ください。1、趣旨ですが、本市の証明発行については、マイナンバーカードの普及に伴い、コンビニ交付やオンライン申請、郵送請求による非来庁手続が増加しています。また、マイナンバー制度による行政間の情報連携により、手続の際に住民票等の証明書が不要になるなど、証明書の発行数自体全体も減少しております。証明発行拠点である行政サービスコーナーについては、これまでも証明書発行数の減少を踏まえ、廃止基準を設けて段階的に廃止を行ってまいりました。昨今の証明発行の状況が変化していることから、今回新たに8か所の行政サービスコーナーを3か年に分けて廃止していきたいと考えております。

なお、これまで廃止をした行政サービスコーナーは、下の※2にございますが、新杉田、金沢文庫駅東口、長津田駅の3か所となっております。

3ページを御覧ください。2、行政サービスコーナー・非来庁手続の利用割合の推移についてですが、戸籍関係証明書の発行数に占める行政サービスコーナーの利用割合は、平成28年度の33%から令和6年度には15%へと低下する一方、コンビニ交付等非来庁手続の利用割合は、平成28年度の14%から令和6年度は41%へと大幅に増加しております。

4ページを御覧ください。3、行政サービスコーナーの証明書発行数の状況についてですが、行政サービスコーナーでの証明書発行数は、過去10年間でおよそ半減しており、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

5ページを御覧ください。4、戸籍関係証明書発行数の推移ですが、戸籍関係証明書全体の発行数は減少傾向にあり、ピーク時の約4割に当たる246万枚が減少しています。今後もマイナンバー制度の情報連携などにより、証明書の発行数は減少していくことが見込まれます。

6ページを御覧ください。5、廃止箇所及び廃止時期についてですが、証明書発行数が少ない8か所の行政サービスコーナーを表のとおり3か年に分けて廃止します。残る2拠点の横浜駅と戸塚については、今後の状況を踏まえて検討してまいります。

7ページを御覧ください。6、証明書取得の利便性確保について、行政サービスコーナーで発行する証明

書は、区役所、コンビニ交付、オンライン申請、郵送のいずれかの方法で取得できることから、これらの証明発行サービスを改めてPRしてまいります。

8ページは、証明書発行コストを参考としてつけさせていただいておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告は終わりましたので、質疑に入ります。
- 越久田記子委員 まずこの件に関してですけれども、市民の皆様への丁寧な周知というのがすごく必要になると考えているのですけれども、まずどのような方法でというか、どのように進めていくかと思っているのか見解をお聞きします。
- 渋谷市民局長 委員のおっしゃるとおり、そこはとても大切だというふうに考えておりまして、実行の期間についても、今回説明させていただいたとおり、8年度末からということで考えております。

それまでの間に委員がおっしゃるとおり、市民の皆さんに御迷惑をかけないようしっかりと広報していくとともに、先ほど申し上げたとおり、区役所の受入れですか非来庁手続でできる取組なんかについても、改めてしっかりと広報していくかなくてはいけないというふうに考えております。

- 越久田記子委員 これは廃止していく上で、要はコンビニであったりとか市とは関係のないところでいろいろ証明書を取るという手続が増えてくる中で、民間事業者との打合せとかやりとりとかというのは何か進んでいるのでしょうか。
- 渋谷市民局長 多分、引っ越しとかに不動産業界のほうが必要としているような場合に、コンビニで取れますよみたいな啓発をしていただいているかというようなことでよろしいでしょうか。
- 越久田記子委員 はい。
- 渋谷市民局長 引っ越しシーズンに合わせまして、少し前の段階から住民票を必要とする大学ですか不動産業界に関しましては、ぜひ住民票が必要だというときには、コンビニで取得ができる旨をPRしていくだけるよう、チラシをお配りいただいたりですとか、場合によってはポスターを貼らせていただくような形で連携して取り組んでおります。
- 越久田記子委員 やはり高齢の方とかがどうしてもコンビニに行って機器の前でちょっと戸惑われているところを見たりとかということもあるので、先ほど御答弁いただいたようにしっかりと市民の皆様への周知をしていただくとともに、やっぱり区役所が駅から遠いから、駅の中にあるこういう行政サービスセンターに行くというような方もいらっしゃると思うので、まずは丁寧にそこがなくなった後のフォローみたいなところをやっていただきながら、着実に進めていくしかないことだとは理解はしていますので、そのところをよろしくお願ひいたします。
- 竹野内猛委員 資料の最後に証明書1枚当たりの発行コストが上がっているというような資料もございましたけれども、あと事前の説明の中で、8か所の行政サービスコーナーの廃止によるコスト削減効果、4.1億円にも上るということも伺っております。コンビニ交付とか、オンライン申請で取得できる環境が整ってきていることから、行政サービスコーナーの廃止を段階的に進めていくこと、これ自体は私も賛成でございます。

ただ、今、奥田委員からもございましたように、一方で高齢者を中心に区役所まで出向くこと自体が大変であるとか、またデジタルツールでの申請がどうしても苦手だという方々が一定数おられまして、こうした個別のサポートが必要な方々に対して、区役所の職員が積極的に出向いていくア涌现出型の支援も今後

充実させていくべきなのではないかというふうに思っております。

これは、まさに先ほどの中期計画の方向性でも、局長が業務効率化を図り、市民が相談しやすい環境をつくるとおっしゃっていましたけれども、出向いていってサポートするということもまさにそういうことなのではないかと思いますけれども、この辺の方向性についての見解はいかがでしょうか。

- 渋谷市民局長 ジタルディバイド対策ですとか、やっぱり対面での必要性ということは重要視していく必要があるというふうに考えております。我々区役所のリ・デザインでも申し上げたとおり、地域の中でも地域課題の解決をしていくという意味では、港南区役所なんかではマイナンバーカードによる取得ではないのですけれども、スマホの使い方を各区にあります市民活動センターのほうでボランティアを募ってスマホ教室をやったりもしております。

そういうやり方もあるのかなというふうに思いますし、あと区役所に今回マルチコピー機を設置しましたのも、区役所に遠い方だと申し訳ないのですけれども、区役所に来ていただければしっかりと使い方も含めてお教えできるということで、今回マルチコピー機も昨年入れさせていただいたというところもございます。

とても大切な視点だというふうに考えておりますので、どういった形がふさわしいのかということは、区役所とも連携して相談しながら、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

- 竹野内猛委員 よろしくお願ひします。

- 竹内康洋委員長 他に御意見、御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◎ 寄附受納について

- 竹内康洋委員長 次に、寄附受納についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 渋谷市民局長 寄附受納について、3件御報告させていただきます。

お手元の資料、寄附受納についてを御覧ください。

1件目は、現金の寄附についてで、保土ヶ谷区の案件になります。市外在住の方から、生前保土ヶ谷区にお住まいだった障害のある親族への支援に対する謝意として、保土ヶ谷区内の障害者及び高齢者の支援に活用してほしいとの申出があり、寄附受納いたしました。頂いた御寄附は、保土ヶ谷区内の障害者及び高齢者の支援に活用予定です。寄附者は松田康宏様です。寄附物件は現金500万円で、受納年月日は令和7年10月28日です。

2ページを御覧ください。2件目は、下飯田駅前広場タクシー乗り場上屋及びベンチの寄附についてで、泉区の案件になります。下飯田駅前広場タクシー乗り場において、当該施設が市民をはじめとするタクシー利用者の利便を図る公共施設としての機能を有することから、泉区が受納しました。設置場所は、横浜市泉区ゆめが丘101-19番地先でございます。寄附者は一般財団法人神奈川タクシーセンター会長、原信造氏です。寄附物件はタクシー乗り場上屋及びベンチ、金額はタクシー乗り場上屋217万8750円、ベンチが28万8750円、計246万7500円で、受納年月日は令和7年10月28日です。3ページに写真を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

4ページを御覧ください。3件目は、横浜駅きた西口タクシー乗り場上屋の寄附についてで、神奈川区の案件になります。横浜駅きた西口タクシー乗り場において、当該施設が市民をはじめとするタクシー利用者の利便を図る公共施設としての機能を有することから、神奈川区が寄附受納しました。設置場所は、横浜市

神奈川区鶴屋町一丁目43番地先でございます。寄附者は一般財団法人神奈川タクシーセンター会長、原信造氏です。寄附物件はタクシー乗り場上屋、金額は299万2000円で、受納年月日は令和7年11月21日です。5ページに写真を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度でとどめます。

以上で、市民局関係の審査は終了いたしました。

まだ議題も残っておりますが、この際昼食のため、休憩をしたいと思います。再開は1時間後といたします。

休憩時刻 午前11時59分

(当 局 交 代)



再開時刻 午後0時59分

- 竹内康洋委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。



◎ 市第44号議案、市第49号議案及び市第50号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 にぎわいスポーツ文化局関係の審査に入ります。

なお、当局の発言に際しては、着席のままで結構です。

初めに第44号議案、市第49号議案及び市第50号議案につきましては、説明の都合上3件一括議題に供します。

市第44号議案

横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定

市第49号議案

横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正

市第50号議案

横浜市文化基金条例の一部改正

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 にぎわいスポーツ文化局です。どうぞよろしくお願ひいたします。

市第44号議案横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定、市第49号議案横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正及び市第50号議案横浜市文化基金条例の一部改正について、一括して御説明させていただきます。

議案書では23ページから25ページ、39ページから43ページ及び45ページから46ページに記載がございますが、本日はお手元のモニターに表示しております資料で御説明させていただきます。

1、趣旨ですが、前回の常任委員会で新たな財源確保の取組として御説明いたしましたが、各施策の推進に向け、個人版ふるさと納税の活用拡充に加え、企業版ふるさと納税を活用しました新たな取組を進めるなど的目的に横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金条例の制定、横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正及び横浜市文化基金条例の一部改正を行います。

2、基金の整備についてですが、寄附受入れの時期及び事業の実施手法・内容により、複数年度にわたる

取組が必要となる場合があることから、寄附金の確実な受入れ、持続的かつ計画的な事業運営を確保することを目的として、条例の制定及び改正により基金の整備を行います。

スポーツの分野では、横浜市スポーツ・レクリエーション振興基金を新設し、令和7年度から募集を開始する企業版ふるさと納税による寄附金をはじめ、必要に応じて各種寄附金等の基金への積立てを行い、スポーツ・レクリエーション振興に資する事業に活用します。想定される具体的な用途は、スポーツを通じた地域課題解決、スポーツ施設の環境整備、大規模スポーツイベント開催支援等です。

文化・にぎわい・観光の分野では、横浜市文化基金の用途を拡大し、現行条例で定めます美術館その他の文化施設の建設及び美術館に収蔵する美術品等の収集に加え、文化振興事業や文化施設の修繕、にぎわい・観光分野の文化事業等にも活用いたします。想定される具体的な用途ですが、文化振興事業や文化施設修繕の充実、三溪園の重要な文化財の保全、臨海部での大規模イベント等です。

3、横浜市スポーツ推進審議会条例の一部改正についてですが、横浜市スポーツ推進審議会は、スポーツの推進に関する重要事項等を調査審議し、答申し、または意見具申する機関です。次期横浜市スポーツ推進計画の策定や企業版ふるさと納税を活用した事業等につきまして効率的に調査審議を行うため、専門委員の任命と部会の設置を可能とする条例改正を行います。

なお、別紙としまして前回の常任委員会で御説明いたしました資料を添付しております。後ほど御確認いただければと思います。

御説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので質疑に入ります。  
特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、1件ずつ採決をいたします。  
初めに、市第44号議案についてお諮りをいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第44号議案については原案可決と決定いたします。  
次に、市第49号議案についてお諮りをいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第49号議案については原案可決と決定をいたします。  
次に、市第50号議案についてお諮りをいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第50号議案については原案可決と決定をいたします。



#### ◎ 市第72号議案の審査、採決

- 竹内康洋委員長 次に、第72号議案関係部分を議題に供します。

- 竹内康洋委員長 当局の説明を求めます。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 市第72号議案令和7年度横浜市一般会計補正予算第3号のにぎわいスポーツ文化局関係部分につきまして、お手元の資料により御説明いたします。

1、歳出予算の補正ですが、横浜BUNTAI及び横浜武道館管理運営事業につきまして、PFI事業契約において、採用しています指數の上昇によるサービス対価の改定に伴い、歳出予算を増額いたします。補正額は5875万1000円です。

次に、2、債務負担行為の補正ですが、（1）債務負担行為の追加になります。横浜文化体育館再整備事業事業契約につきまして、PFI事業契約において、採用している指數の上昇によるサービス対価の改定に伴い、新たに債務負担行為を設定いたします。限度額は5億6000万円です。

なお、サービス対価の改定に伴う変更契約に係る議案につきましては、本補正予算の議決後、令和8年第1回市会定例会に提出する予定です。

（2）債務負担行為の変更ですが、金沢区民文化センター仮称整備工事請負契約につきまして、物価高騰等を踏まえた工事費の見直しにより増額が必要となるため、債務負担行為の限度額を変更いたします。変更後の限度額は29億円です。

参考としまして、右に歳出予算補正の内訳を記載しておりますので、後ほど御確認ください。

御説明は以上となります。御審査のほどよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。  
特に御発言もないようですので、本件については質疑を終了し、採決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 それでは、採決をいたします。  
本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、市第72号議案関係部分については、原案を可決と決定いたします。

#### ◎ 横浜市中期計画2026～2029（素案）について

- 竹内康洋委員長 次に、報告事項に入ります。

初めに、横浜市中期計画2026～2029素案について、議題に供します。

なお、本件につきましては、政策経営局の齊藤担当理事ほか関係職員が説明員として出席をしておりますので、御了承を願います。

また、本計画の全体概要については、消防局関係の審査の際に説明を受けておりますので、説明を省略することとし、直ちににぎわいスポーツ文化局関係の説明をお願いいたします。

当局の報告を求めます。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 横浜市中期計画2026～2029素案につきまして、お手元のモニターに表示していますにぎわいスポーツ文化局抜き刷り版により御報告いたします。

7ページをお開きください。政策群10、にぎわい・スポーツ・文化について御説明いたします。

現状と課題を御覧ください。さらなるにぎわいづくりですが、観光消費額及び観光入り込み客数は、回遊促進等のこれまでの取組により過去最高となりましたが、平均消費額の高い宿泊客が日帰り客に比べて少ないことなどが課題です。経済の活性化に向け、観光入り込み客数と平均消費額を増加させ、観光消費額を伸ばしていくことが重要です。

スポーツをする、みる、ささえる、ふれる機会ですが、必要性を感じ、関心や意欲がありながらも、する、みる、ささえるスポーツ活動に十分に取り組めていない市民が多く、スポーツに触れる機会も課題です。共生社会の実現に向け、誰もがスポーツに親しめる環境の整備が重要です。

文化活動環境ですが、文化活動が多様化するとともに、市内文化施設において地域の催しが盛んに行われていますが、より広い市民を対象として各地域で活動に取り組める環境づくりを推進していくことが重要です。次世代育成や共生社会の実現に向けて、誰もが文化芸術に触れるこことできる環境づくりが重要です。

目指す姿を御覧ください。ウォーターフロントを生かしたアーバンリゾートの魅力向上により、国内外から観光客を呼び込み、消費の拡大により地域経済が活性化され、活力・魅力のあるまちとなっていること、年齢や性別、障害の有無、家庭環境等にかかわらず、市内の各地域で隔たりなく、誰もがスポーツや文化活動に参加できる機会や楽しめる環境が充実し、また、それらを通じて共に認め、支え合うコミュニティが実現することで、市民が生活の質の向上を実感できることを目指します。

政策指標を御覧ください。市民の皆様の横浜市での暮らしの意識を表す指標としまして観光やスポーツ・文化により、にぎわい・活力のあるまちだと思いますかを設定しています。なお、調査中としております現状値につきましては、原案で掲載する予定です。

右側8ページを御覧ください。施策群21、観光・MICEの方向性ですが、世界を魅了する国際観光都市の実現に向け、戦略的な誘客プロモーションや回遊性向上などにより、宿泊の促進や滞在時間の延長を図るなど、にぎわい創出や観光・MICEを推進することで、市内経済を活性化させるとともに、まちの活力・魅力を一層高めます。にぎわいスポーツ文化局の指標として、観光消費額、観光入り込み客数、延べ宿泊者数、観光都市としての横浜市に誇りを感じる市民の割合、臨海部の夜景を魅力的と思う市民の割合を設定しています。

施策群22、スポーツの方向性ですが、心豊かな市民生活の実現を図るため、スポーツを身边に感じられるまちの実現を目指し、誰もがスポーツをする、みる、ささえることや、それらのきっかけとなる触れる機会を創出するとともに、地域に根差したスポーツの振興や大規模スポーツイベントの誘致開催等、市民の多様なスポーツ環境の充実に取り組みます。指標としまして、横浜市はスポーツの参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合を設定しています。

施策群23、文化芸術の方向性ですが、心豊かな市民生活の実現を図るため、横浜の強みを生かした横浜文化の創造を目指し、誰もが文化活動に取り組める環境の整備、市全域における身近な地域での文化を通じた地域コミュニティの形成、様々な主体との連携による創造性を生かしたまちづくり等によるにぎわいづくりを進めます。指標としまして、横浜市は文化の参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合を設定しております。

政策群に関する説明は以上です。

続きまして、当局に関連する明日をひらく都市プロジェクトについて、まずはプロジェクトの概要を政策

経営局から御説明いたします。

- **齊藤政策経営局担当理事** 9ページをお開きいただき、10ページと併せて御覧ください。

明日をひらく都市プロジェクトは、本計画で初めて位置づけた、横浜のさらなる持続的な成長・発展につながる取組です。明日をひらく都市プロジェクトは、3つのテーマで施策横断的に取り組みます。本計画期間である4年後の目指す姿はもちろんのこと、2040年の横浜の姿も目標に掲げ、戦略的に取り組んでいきます。具体的には、1. 循環型都市への移行、2. 観光・経済活性化、3. 未来を創るまちづくりの3つのテーマで、施策横断的に取り組みます。

11ページをお開きいただき、12ページと併せて御覧ください。

テーマ02、観光・経済活性化について御説明します。現状及び将来見通しにあるとおり、今後は、観光都市に向けては、回遊の促進や商業・宿泊施設等の受入れ環境の充実等が、産業の持続的な成長に向けては、企業の変革を後押しし、横浜ならではのイノベーション創出の促進が、グローバル都市横浜に向けては、都市の魅力発信・プレゼンス向上・海外活力の取り込みが重要となります。

12ページを御覧ください。今後の取組の方向性ですが、観光発展に向けては、水際線や三溪園など、観光資源の磨き上げ、夜まで楽しめ、朝から楽しめる観光まちづくりを、経済成長に向けては、サーキュラーエコノミーやA I・半導体などの成長産業創出・育成、次世代の産業拠点を形成するまちづくりを、グローバル都市の推進に向けては、グローバル都市プランディング、海外活力の取り込み、グローバル人材の育成を推進します。

そして、観光発展+経済成長+グローバル都市推進の3つの取組を連動させ、市民が世界に誇れる都市を目指します。目指す将来の横浜として、2029年には、横浜の魅力ある都市資産を生かしたさらなる観光の発展や産業の育成、都市の魅力が国際的にも認知されるとともに、横浜市民が世界をより身近に感じ、世界とつながり、市民が世界に誇れる都市となることを目指し、2040年には、観光の視点では、多くの市民や国内外の来街者を引きつける拠点の形成、経済の視点では、サーキュラーエコノミーやA I・半導体関連産業が横浜の新たな成長産業の一つとなること、グローバルの視点では、世界目線の政策を実行する国際都市を目指します。

以上、明日をひらく都市プロジェクトの概要について御説明申し上げました。

続いて、にぎわいスポーツ文化局より、関連するプロジェクトについて御説明します。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 13ページをお開きください。観光発展ですが、GREEN×EXPO 2027の開催を契機として、国内外における観光都市としてのプレゼンス向上のため、都心部の魅力の磨き上げや受入れ環境の整備を進めるとともに、戦略的なプロモーションにより、市内や国内に加え、インバウンドを含めた誘客につなげます。また、郊外部の新たな観光・集客拠点の形成を見据え、両エリアの相乗効果を図る施策により、さらなるにぎわいを形成し、市内経済の活性化につなげていきます。概要を下の図に表していますので、後ほど御覧ください。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

- **竹内康洋委員長** 報告は終わりましたので、質疑に入ります。

- **竹野内猛委員** 中期計画の中では観光M I C E、スポーツ、文化について方向性とか指標を示されておりますけれども、観光というところを考えたときに、観光客だけじゃなくて市民にとっても横浜市の魅力向上に資するという意味で、私、釣りとかキャンプとかグランピング、バーベキュー、こうしたアウトドアアク

ティビティも計画の中にどのように位置づけるかというような問題はありますけれども、しっかりとそういう活用も視野に入れてにぎわいを考えていくべきだと思っております。

アウトドアのカテゴリーが観光に属するのか、スポーツに属するのか、あるいは両方なのか、微妙なところですけれども、少なくとも観光とかインバウンドにおいては、モノ消費からコト消費へのシフトも指摘されて久しいですし、魅力的なアウトドアの資源、横浜市にたくさんあると思っております。

都心臨海部と上瀬谷のテーマパークだけではなくて、こうした横浜市のアウトドアの資源にも光を当てると、むしろトリプルコアとして、横浜市より深みのある魅力をアピールできるのではないかと思っているのですけれども、この点について局長の見解はいかがでしょうか。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 私もコロナの最中にキャンプとかにはまりまして、そういうのはすごい大事だと思います。夏はすごい暑くなっていますけれども、まだまだ日本はいろんな季節を感じられる、そういうチャンスがありますし、逆に横浜市内にもそういった機会を楽しめる場所はたくさんあると私も思っています。

今、大きくは観光消費額とか、そういうことを目標にしている中で、臨海部と、それから郊外の上瀬谷の拠点というのは大きくあるとは思っているのですけれども、逆に横浜市の外からいらっしゃる方に魅力が伝わることはもちろん大事なのですが、その大前提として、このまちに住む皆さんに愛していただいて、好きになっていただけるまちにしていかなければいけないという思いは、我々の局としても持っております。

そうした意味で、アウトドアも含めていろいろな魅力があり、そこにまた楽しみながら経済的な活性化にもつながったり、そういうことが非常に大事だと思っておりますので、少し表現方法はいろいろ考えなきやいけないのかなと思っておりますが、そうしたことも頭に入れて局の取組を進めていきたいというふうに思っています。

- **竹野内猛委員** 先ほどの御説明の中で、これから観光資源の磨き上げというような課題感も示されました。まさに磨き上げる観光資源として、今私がお伝えしたようなものもこの視野に入れていただきながら、横浜市より多様な魅力をつくりしていくことを考えていただきたい、これは御要望でございます。
- **越久田記子委員** MICEという視点からお聞きしたいのですけれども、今ちょうどパシフィコのノースである国際学会が開催されていて、アフターコンベンションが昨日大さん橋ホールであって、海外の方も含め皆さんがあんなにノヨをすごい楽しんでいましたという友人からの報告があったのでお伝えしたかったのが1つと、今回MICEというところに関しての指標みたいなものが前の4か年の計画から見ると入っていない。その理由が何かあるようだったら教えていただきたいなと思います。お願いします。
- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 横浜市は、グローバルMICE都市を標榜してこれまで取り組んできていますし、もう長い間、国内の国際会議を開催している数ですとかそういったことも国内では随一の位置にあります。

そういった会議そのものもそうなのですが、そういった会議を通じて横浜市に来ていただく方をどんどん増やしていきたいですとか、そこから観光消費につながっていくですか、こうしたことのある意味最終的な目標として、経済活性化を目標として、こうしたコンベンションの誘致等もやってきてるというところもございます。

こうした意味で最終的な目標値として、今ここに観光消費額や入り込み客数として掲げているところです。横浜市としましては、パシフィコ横浜を中心に国内の医学会議ですとか大中の国際会議をしっかり誘致して、

そうした面からも横浜のにぎわいづくりと活力づくり、それから最終的な観光消費額の増加をしっかりと取り組んでいきたいと。その大事な一環として、MICE施策があるというふうに考えています。

- 越久田記子委員 ありがとうございます。理解しました。
- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

政策経営局の職員の方は退席をされて結構です。ありがとうございました。

(関係職員退室)



#### ◎ 横浜未来の文化ビジョン（仮称）素案について

- 竹内康洋委員長 次に、横浜未来の文化ビジョン仮称素案についてを議題に供します。
- なお、本件につきましては、当局からの報告及び質疑が終了した後に、横浜市議会基本条例第13条第3号に規定する議決事件に該当するかどうかについて協議を行います。

当局の報告を求めます。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 横浜未来の文化ビジョン素案の概要につきまして、お手元の資料によりまして御説明いたします。

2ページを御覧ください。これまでの経緯ですが、1、策定の趣旨としまして、横浜市では、文化芸術創造都市施策の成果と課題、横浜の文化の現状、本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、10年後の横浜の文化の将来像を描くことといたしました。

2、検討状況ですが、第3回市会定例会の常任委員会で御説明、御報告いたしました、ア、市民モニター調査、右上に記載のイ、関係団体等からの意見聴取に加えまして、ウ、有識者懇談会を実施いたしました。子育て、福祉、研究者など様々な分野の有識者に集まっていただきまして、文化ビジョンについての御意見を伺いました。

3ページを御覧ください。こちらは、これまでの常任委員会で御報告いたしました文化ビジョンの骨子案を改めて掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

4ページを御覧ください。これ以降が文化ビジョン素案概要となります。基本的な方向性と4つのビジョンにつきまして、10年後の姿と実現のための施策の順で御説明してまいります。

5ページを御覧ください。資料の右上の図の基本的な方向、横浜文化の創造ですが、10年後の姿としまして、横浜の強みがさらに充実することで、横浜ならではのコンテンツが形成され、横浜文化が生まれています。文化になじみのない人たちに关心を持っていただくための取組が増え、文化芸術活動が活発になっていきますとしております。

同じページ下段の10年後のストーリーにつきましては、基本的な方向性で目指す姿を市民目線で分かりやすく描いたものですので、後ほど御覧ください。

6ページを御覧ください。基本的な方向性、横浜文化の創造、実現のための施策ですが、独自のコンテンツとしまして、ジャズやコンテンポラリーダンス、吹奏楽などといった各ジャンルの活動に加え、各専門施設での取組など横浜ならではのコンテンツの充実、文化活動の担い手の育成としまして、多様な文化活動の担い手を支援し、地域における創造的な活動の循環を促進、文化の継承と新たな創造の両立として、文化団体の活動継続に向けた支援、企業との連携などによる伝統文化の新たな展開、開放性・多様性あるネットワークとしまして、国内横断・国際的なネットワークの連携体制の構築、市内で活動を行う団体や個人の

ネットワーク形成を支援しております。ページ右側の取組の具体例としましては、専門文化施設での事業を掲載しております。

7ページを御覧ください。資料の右上の図のビジョン1、誰もが自分の夢に向かって進めるまちについてですが、10年後の姿としましては、子供たちをはじめ、年齢、性別、障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが参加できる文化活動の機会が多様なジャンルで豊富に用意され、一人一人の希望に応じて参加することができますとしております。

同じページ下段の10年後のストーリーにつきましては、後ほど御覧ください。

8ページを御覧ください。実現のための施策ですが、子供たちの文化体験機会の提供としまして、家庭環境等にかかわらず、身近な地域で子供たち誰もが参加できる文化体験機会の提供、良質な文化芸術と出会い、新しい価値観と文化の創造に触れ、自らも創造的な活動に参加する機会の創出、障害者の個性と能力の発揮の機会の創出としまして、障害のある人の個性と能力の発揮のために創造的な表現活動の支援、各文化施設での障害の有無を問わず参加できる機会の提供、誰もが自由に文化を楽しめる環境づくりとしまして、鑑賞サポートの充実、施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の拡充としております。

ページ右側には、新たな取組例としまして子供たちが放課後に気軽に文化体験ができる子どもアートセンターを記載しております。

9ページを御覧ください。資料の右上の図ですが、ビジョン2、ウェルビーイング・幸福を実感できるまちの10年後の姿ですが、身近な場所で文化芸術活動に参加する市民が増えることで、文化による心身の健康効果を実感できるまちとなっています。文化によるコミュニティが市全域で形成されていますとしています。

同じページ下段の10年後のストーリーにつきましては、後ほど御覧ください。

10ページを御覧ください。実現のための施策ですが、地域課題へのアプローチとしまして、地域コミュニティの活性化により、独居高齢者の孤立、子育て世帯の悩み等の地域課題を解決するため、文化や創造的な取組を通じたアプローチで貢献、郊外部における遊休施設等の地域資源を活用した文化的・創造的な取組による地域課題の解決にも取り組む、健康増進につながる文化活動としまして、無料で気軽に参加できる身近な地域の文化活動の場を紹介し、外出を奨励、地域のネットワーク形成への貢献としまして、文化施設、区民文化センターなどを地域コミュニティの拠点と位置づけるとともに、住民や活動の担い手である個人、企業・団体などをつなぐことで協働・共創の取組を展開するなど、地域における文化的・創造的な活動の支援を通じ、地域コミュニティの活性化を図るとしています。

ページ右側には、新たな取組例としまして、森林浴のように博物館に来ることで心身に良い影響があるという博物館浴の考え方を踏まえ、市内の文化施設等を一定の条件の下アート休憩所として位置づけることを記載しております。

11ページを御覧ください。資料の右上の図のビジョン3、サステナブル・シフトの文化が根付くまちです。10年後の姿としまして、二酸化炭素排出量削減やサーキュラーエコノミー推進などの気候変動対策、デジタル化の推進等に当たり、クリエイティビティを発揮して、文化と都市の持続可能性が高まっていますとしています。

同じページ下段の10年後のストーリーにつきましては、後ほど御覧ください。

12ページを御覧ください。実現のための施策ですが、文化事業・施設運営における気候変動対策指針の策定としまして、市内文化事業、文化施設で活用できる気候変動対策の指針を策定、行動変容を促す文化活動

としてセキュラーエコノミーをテーマにした作品づくりなどを通して行動変容を促進、財源確保の多様化としまして、クラウドファンディングやふるさと納税制度の活用のほか、ネーミングライツなど多角的に財源を確保、公共施設適正化の検討としまして、長期修繕計画を策定し、適切な維持管理に努めるとともに、市全体の公共施設管理計画に基づき適正規模を検討、デジタル化の推進と活用としまして、デジタル技術の導入・活用を通じて、文化へのアクセス向上、新たな表現の創出、情報発信の強化、運営の効率化などを目指すとしております。

ページ右側の新たな取組には、横浜版グリーンブックとしまして、文化事業や文化施設において二酸化炭素排出量の削減等をするためのガイドラインを策定することを記載しています。

13ページを御覧ください。資料の右上の図、ビジョン4、いたるところに文化が息づくまちの10年後の姿としまして、民間施設や民間が主導する文化事業との連携が市内で展開されるとともに、開かれた歴史的建造物や公共空間などで魅力的な活動が生まれることで、まちづくりやにぎわい創出、経済・観光振興につなげています。地域や職場など市内の様々な場所に文化が息づいていますとしています。

同じページ下段の10年後のストーリーにつきましては、後ほど御覧ください。

14ページを御覧ください。実現のための施策としましては、街なかでの文化事業の展開としまして、横浜ならではの町なかを活用したフェスティバルを民間事業者と連携して開催し、都市の魅力を発信、誰もが楽しめる文化イベントの開催としまして、子供たちを含め、多くの市民・来街者が気軽に作品や文化活動に触れ、広く文化への関心の入り口になるような大規模文化イベントを開催、観光・にぎわいづくりへの貢献としまして、文化に関するコンテンツを、観光・にぎわいづくりとの連携により横浜固有の魅力として打ち出し創造性を生かしたビジネス創出としまして、市内で培われた技術や発想・アイデアをビジネスにつなげることで、創造性を生かした地域経済の活性化に貢献、歴史的建造物や公共空間等のさらなる活用としまして、都心臨海部の魅力的な歴史的建造物や公共空間等を、新たなにぎわいの創出や人々の豊かなライフスタイルの実現に向けた拠点としても活用しております。

ページ右側には、新たな取組例としまして、象の鼻テラスを人々が集う交流の拠点としてリニューアルすることを記載しております。

15ページを御覧ください。このビジョンの達成指標を掲載しております。基本的な方向性の指標、横浜市は文化の参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合、ビジョン1の指標は文化活動に鑑賞・参加した人の割合、子供の体験機会数、障害のある方のアート作品や芸術活動に鑑賞や参加したことがある人の割合、ビジョン2の指標は文化の効果を実感している市民の割合、ビジョン3の指標は文化芸術を通じて環境に良い取組がなされていると感じている市民の割合、ビジョン4の指標は公共空間・景観・文化財の保存・磨き上げ・活用が盛んであると感じている市民の割合としています。一部指標は新たな中期計画と併せており、連携を図っております。

最後に16ページを御覧ください。今後の予定ですが、今月、素案策定をした上で、1月から2月にパブリックコメントを実施し、3月以降に原案策定としてまいりたいと考えております。

なお、素案案本文につきましてはお手元にお配りしておりますので、後ほど御確認ください。

御説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。
- 竹野内猛委員 先日、記者発表資料を頂きました。横浜トリエンナーレを来年度開催決定というものでご

ざいます。横浜市で3年に一度開催するこのトリエンナーレが、文化ビジョンにどのように位置づけられているのか伺いたいと思います。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** この文化ビジョンの中では、今後10年で取り組む施策や到達したい姿をお示ししていければと考えておりますので、あまり具体的な事業の名前は記載していないイメージです。

一方で前回のトリエンナーレは、委員も含めていろんな御意見がございました。少し難しい作品とかが多かったかなですとか、お子さんたちにはどうだったのかなとか、一方でいろいろ良かったという声もございましたが、そういうことをいろいろ職場のほうでは考えてきているところでございます。

次回、2027年になりますが、第9回展はGREEN×EXPOとちょうど同じようなタイミングで開催されることになりますので、予定しておりますので、逆にいろんな送客も含めていろんなチャンスになるかと考えております。

今回文化ビジョンに掲げております、例えば子供たちへのアプローチとかも意識的に取り入れ、子供から大人まで誰もが楽しんでいただけるイベントになるようにかじを切っていきたいというふうに考えています。

また、逆にその先にこれまでのトリエンナーレとはもう一步先に行くような、異なるような新たな形に転換していけないかと、そんなようなことも考えていくこともあり得るのかなというふうに考えているところです。

文化ビジョンにおきましては、子供が挑戦できるですとか、地域のウェルビーイングですとか、環境にどう文化分野で取り組めるのかとか、そういうことを掲げておりますので、次回のトリエンナーレ、その先にある新たな展開も含めてそういう観点で取り組んでいきたいというふうに考えています。

- **竹野内猛委員** 先日、私、御縁があって、日本アーツビジネス学会というものの講演会を伺う機会がございましたして、芸術史とか、文化芸術活動支援についての国際比較とか、アカデミックなお話はちょっと難しくてあまり理解できなかったのですけれども、海外においては概して芸術家の地位が高く、財政的にも厚くサポートされているのに対して、日本ではアーティストの育成とか、また創作活動自体を支える支援が少ない。作品をつくった後のマーケットがないなどの課題があるということを伺って、そうなのだと理解をいたしました。

担い手であるアーティストがあつてこそその文化ビジョンだと思っておりますけれども、アーティストの育成と活動の支援と、この点についての課題認識と今後の展望についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 今回お示しました文化ビジョンの中でも活動の担い手の育成といいますのは、一番最初の基本的な方向性の横浜文化の創造という部分にもしっかりと位置づけておりますし、そこは非常に重要だというふうに感じています。

これまで例えクラシック・ヨコハマ事業で若手演奏家の活躍の場を提供したり、市民ギャラリーでは新進芸術家を紹介するような展覧会も企画しています。そうした何か飛躍のきっかけになるような、そういう機会をきちんと提供していくことが大事かなというふうに思っています。

また、一方で今でも小学校にアーティストさんを派遣させていただいて、いろんなプログラムを展開しているのですけれども、逆に子供たちもいろんな良い声をたくさん頂いていますが、派遣されたアーティストさんがそうした子供たちの関わりでいろんなことに気づかされるような、そんなような声も頂いておりまして、そうしたいろんなシーンを通じて、アーティストさんの支援をしていきながら、横浜からいろんなシ一

ンに羽ばたいていただきたいというふうに考えています。

- **竹野内猛委員** ゼひ日本の中でも横浜が特にアーティストの育成というか理解も含めて進んでいると言われるような、そういうまちとして認知されるように、さらに取組を進めていただきたいと思います。
- **熊本ちひろ委員** 私のほうからは、質問というより提案みたいな形になってしまうかもしれないのですけれども、最初文化ビジョンを見させていただいたときに、やっぱり10年かけてやるということもあって、結構幅広でふわっとしているなというイメージだったのですけれども、有識者懇談会だったり、意見交換会の資料もちょっと見させていただいて、団体さんも障害者さんだったり子供たちだったり、いろんなジャンルの文化をやっている方だったり、本当に幅広い方たちと意見交換会をしていて、やっぱりふわっとしていて、ううんというところが私にあったのですけれども。

でも、文化ビジョンを見ますと、やっぱり文化の定義というのが、芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化だけでなくライフスタイル全般を含むものとしますと書いてあったので、なるほどというふうには思ったのですけれども、とはいえるちょっと特色を色濃く出したほうが分かりやすいのではないかなと思つております。

有識者懇談会のほうでも、横浜市には18区あって、横浜らしさ、それぞれの区ごとのらしさが重要みたいなお話もあったと伺いました。そこで、例えば南区だったら音楽のまち南区だったりとか、例えばですけれども、美術のまち中区とか、18区ごとに特色を色濃く出すのも手段としてありなのではないかなというふうに思つておひらひらいました。

というのは、ビジョン1、誰もが自分の夢に向かって進めるまちみたいなところにもつながるのかなというふうに思つていて、やっぱり特色を色濃く出すことで、専門の文化人がたくさん集まつくると思うのですよね。そうすると、やっぱりいろいろなところでその活動が展開されていて、一般市民の方々も町なかを歩いていたり、生活圏内の中で本当に特色の濃い文化を感じることにつながると思うのですよね。

そうすると、例えば子供たちはあれかっこいいなとか、あれやってみたいなというふうに自ら興味を持つて、例えば子どもアートセンターに行けばできるんだということを知って、行こうかなという気持ちになると思うので、やっぱり興味を持たないと、至るところに文化が根づいていても、あまり何か体験したりとかそういうのはないのかなというふうに思ったので、特色を色濃く出して深くやっていくみたいなところ、手段として今後10年間でやってみてもいいのかなというふうに思つたが、いかがでしょうか。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** これをつくるに当たりまして、ここまで來るのに当たりまして、区役所ともいろいろやりとりをしながら来ています。局のほうではなかなか接することができない地域のいろいろな伝統文化ですか、地域で盛んな活動している方たちが区役所の向こう側にはきっとたくさんあって、そうした方たちも、もちろんこのビジョンの中でそうした活動をしっかり持続していくようなことをうたつていかなければいけないというふうに思つています。

また、今18区ごとに何か特色のあるような、そういう打だ出しをしながら、それを本当に本物の特色になるには、またすごい時間がきっと必要なのだろうというふうにも思つていて、今委員から頂きました御意見を少しいろいろ区ともフィードバックしながら最後まで進めていきたいと思っていますので、こうした御意見も共有していきたいと思っておりますが、18区ごとに特色を出すとか、いろんなやり方があると思うのですが、少なくとも子供たちに何か興味を持っていただけるきっかけをつくるとか、そこで何か挑戦してみようとか、これはスポーツも文化も一緒だと思っていますが、こうした機会をきちんと届けるというこ

とにつきましては私も同じ気持ちでありますので、そうした取組をどんなふうにすればよりアプローチできるのかは、これからも継続して考えていくたいというふうに思っていますので、しっかり参考にさせていただきたいと思います。

- **熊本ちひろ委員** すみません、もう一点こちらも提案になってしまふのですけれども、有識者懇談会の有識者の方々を拝見したのですけれども、全体的に見ると、音楽に関係している方がちょっと少ないなという印象を私は受けまして、そんなことはないのかもしれないのですけれども、私は学生の頃から音楽を専門としてちょっと勉強してきたので、音楽について今回提案させていただきたいのですけれども、有識者懇談会の御意見を拝見しまして、やっぱり税金を文化事業に投入するということで、エビデンスに基づいて説明していかないといけないみたいなところの意見も出ているというふうに伺いました。

それで、音楽とひもづけまして、音楽にもいろいろあるのですけれども、例えばソルフェジオ用周波数というものがあつたりするのですけれども、528ヘルツとか174ヘルツとかいろいろなヘルツがあつたりして、例えば528ヘルツだったら癒やしを感じられるとか、174だったら安定を感じられるとか、そういう種類があつたりします。

ソルフェジオ周波数とはまた別で、人間が耳で音として感じられる音が20ヘルツから2万ヘルツって言われていて、なので20ヘルツより例えばもっと下の周波数というのも、耳では聞こえないのですけれども、感じ取れる力というのを自然界が持っていて、もちろん私たち人間も持っていて、そういったところで癒しを感じられたりとか、病気を減らしていけたりとか、そういう効果があるなというふうに感じています。

博物館浴というのも出たというふうに伺ったのですけれども、今回例えば博物館に行って癒されるというのと同じで、音楽にもいろいろ周波数とか混じることで癒しがあります。

今回私が提案したいのは、例えば博物館×音楽とか美術×音楽、例えばアートカフェに絵を飾って、かつ効果のある音楽、BGMを流すことによって、相乗効果で健康への促進とかがもっともっと進んでいくのではないかというふうに思っています。例えば博物館でBGMを流すってなかなかないかもしれないのですけれども、そういう取組みたいのがあったらうれしいなと自分自身は感じています。提案にはなってしまふのですけれども、いかがでしょうか。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 今回のビジョンの中でアート休憩所という提案をしているのですが、何かまともに博物館とかコンサートホールとかの専門の場所ではなくて、例えば本屋さんですとか、今委員がおっしゃったカフェですとか、何か少しアートの切り口ですとか、創造的な切り口があるような場所も、もしかしたらちょっと気軽に立ち寄って気持ちが落ち着ける場所ですとか、そういった効果があるのではないかみたいな議論を今、してきているのですけれども、今委員がおっしゃったようにカフェの中に例えば絵が飾ってあって、音楽が鳴っているとか、そういうような場所がまさにもしかしたらそうした場所なのかもしれないなど今お話を聞き歩いて思いました。

なので、そうしたことでも絵とかだけではなく音楽も含めて、何かそういった居心地の良い場所がアート休憩所のような場所になっていくというのはあり得ると思いますので、ぜひ御提案として受け止めさせていただければと思います。

- **熊本ちひろ委員** ぜひ一般市民の皆様が気軽にそういったところに立ち寄れるように進めていただけたらなと思います。よろしくお願ひいたします。

- **竹内康洋委員長** 他に御発言もないようですので、質疑についてはこの程度にとどめ、本件が議決事件に

該当するかどうかについて協議をしたいと思います。

本件について、各会派での御意見をお願いします。

- おさかべさやか委員 文化ビジョンに関しましては、議決とかで縛るものではないと考えております。自民党としては、議決の必要は思いません。お願いします。
- 竹野内猛委員 我が会派も同様に議決事件に当たらないというふうに考えております。
- 越久田記子委員 本ビジョンは文化政策に関わる基本的な指針であると考えますので、議決事件に該当するものではないと我が会派も考えます。
- 田中紳一委員 我が会派も同様に議決事項に該当しないと考えております。
- 熊本ちひろ委員 我が会派も議決の必要性はないと考えております。
- 関嵩史委員 議決事件ではないと考えます。
- 竹内康洋委員長 それではお諮りをいたします。

皆様からのただいま御意見をお伺いした結果、本委員会といたしましては、本件は議決事件に該当しないといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 竹内康洋委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

当局におかれましては、今後も各委員及び市民の皆様の御意見をよく参考にしながら、本件の策定を進めていただきたいと思います。

- 
- ◎ 横浜国際プール再整備事業の実施方針等の公表について
  - 竹内康洋委員長 次に、横浜国際プール再整備事業の実施方針などの公表についてを議題に供します。当局の報告を求めます。
  - 足立にぎわいスポーツ文化局長 横浜国際プール再整備事業の実施方針等の公表につきまして、お手元の資料にて御説明、御報告いたします。

2ページを御覧ください。横浜国際プール再整備事業につきまして、横浜市民間資金等活用事業審査委員会の審議等の結果を踏まえ、PFI事業の実施方針等を本日、公表いたしますので御報告いたします。

1、実施方針等の公表等について御説明いたします。

（1）今回公表する資料ですが、実施方針、要求水準書案、モニタリング基本計画案を市ホームページにおいて公表いたします。

（2）質問・意見の募集ですが、公表する各種内容につきましては次の期間、事業者からの質問・意見を募集いたします。受付期間は、12月12日金曜日から1月20日火曜日正午まで。回答は、令和8年2月に市ホームページにおいて公表する予定です。

（3）現地見学会の開催ですが、開催日は、1回目を12月25日木曜日、2回目を令和8年1月8日木曜日に行う予定です。

3ページを御覧ください。2、実施方針等の概要について御説明いたします。

（1）実施方針、ア、整備手法についてですが、（ア）メインアリーナの通年スポーツプロア化やサブプールの機能強化等についてPFI手法のROT方式で、（イ）新たに整備するプール施設、斜行モノレール、屋外遊具の設置につきましてPFI手法のBOT方式で行います。

イ、維持管理・運営手法についてですが、PFI事業契約の中で指定管理により実施いたします。  
ウ、事業者選定方法についてですが、総合評価一般競争入札方式で行います。  
エ、事業スケジュール等についてですが、令和8年7月に入札公告、令和9年6月に契約締結、令和3年3月末までの約24年間を予定しております。

4ページに事業スケジュール案を、5ページに事業スキームのイメージ図をお示ししていますので、後ほど御確認ください。

6ページを御覧ください。（2）要求水準書案についてですが、主な整備内容としまして、表のとおり、メインアリーナの通年スポーツフロア化、サブプールの機能強化、屋内プールの整備、子供や親子が楽しめる空間の整備、脱炭素・防災力向上、人に優しいアクセス環境の整備としています。主な要求項目につきましては表にお示ししておりますので、後ほど御確認ください。

（3）モニタリング基本計画案についてですが、ア、PFI事業期間中は事業契約等に規定する水準を満たしているかを本市とPFI事業者双方で確認します。

イ、特に財務状況等につきましては、PFI事業に融資する金融機関と市が連携してモニタリングを実施します。

ウ、必要な水準を満たしていない場合、市は注意や勧告等により是正を指示します。

エ、是正されない場合、市はサービス対価の減額や契約解除等を行います。

御説明は以上となります。なお、本日発表する資料につきましては、後ほどお届けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 竹内康洋委員長 報告は終わりましたので、質疑に入ります。
- 藤代哲夫委員 この策定に当たっての関係団体との調整ということの状況について質問させていただきたいと思うのですけれども、昨年度末でこの事業計画策定に当たっては、県水連であるとか水泳協会であるとか、いわゆる各水泳団体の方々とスポーツフロアを利用する競技団体の皆様と意見交換を重ねてきたというふうに聞いています。

私自身も水泳団体の方とも何度かお会いをさせていただいた中で、昨年度末からの検討の進捗の確認を私自身もしてまいったところなのですが、今回リニューアルをすることなのですけれども、いわゆる複合的というかどなたでも、誰でも多様なスポーツを楽しむ施設ということにしていくためには、利用団体の皆さんのお意見を、考えをしっかりと聞いていくという作業は今後も続していくと思うのですけれども、今年度の利用の関係団体の調整ということはどういう状況になっているのか聞かせてください。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 まず、1年前に再整備事業計画を公表しておりますが、そこに向けても、今委員にもつないでいただきましたが、各県や市の水泳団体、またパラ水泳団体とも意見交換をしながら、1年前に事業計画をまとめたところです。

それからちょうど今1年がたつところですが、今日御説明させていただいている要求水準書等につきましても、同じパラ水泳の4団体、それから神奈川県や横浜市の水泳団体、それから逆にスポーツフロア、体育館になったことを念頭に、そうした競技団体の皆様とも意見交換を行いながら、今回の案の取りまとめをしてきているところです。

今回の公表を契機としまして、もちろん引き続きそうした団体の方とはお話ししていきたいのですけれども、さらに民間事業者、事業を行う事業者ですか、あとは地域の方とも改めていろいろやりとりをしてい

きたいと考えています。

これからどんどん具体的になっていきますので、タイミングを適切に見ながら、競技団体の方たち、民間事業者の方たち、地域の方々と引き続き丁寧にコミュニケーションを取りながら進めていきたいと考えております。

- **藤代哲夫委員** おっしゃるとおりだと思います。様々な利用団体の方々だけで運営できるというわけではありませんので、地域の方々とかいろいろ協力が必要だと思います。そこは幅広でやっていただいて、しっかりと意見交換をしていただくということが、確認をしていただくということが大切な作業だと思いますので、引き続き調整をお願いしたいと思います。

もう一つなのですが、再整備事業に当たって、インクルーシブということが市の施設整備を進めていくというようなことも聞いているのですけれども、具体的にインクルーシブというのはどのような施設整備の内容となっているのか、まず聞かせてください。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 再整備に当たりましては、単なる老朽化している設備を新しく造り直すということだけではなく、しっかりと今の時代に合ったインクルーシブな施設にしていきたいということが伝わるように、要求水準書にもそういった表現をしていかなければいけないと考えています。

具体的には、今回もパラ水泳団体4つございますが、ほかにも障害者福祉施設のラポールとも現地でちょっと視察させていただいたり、コミュニケーションしながら、プール施設の中では誰もが利用できる個室、例えば介助者と一緒に入れるような、そういう男女の普通の個室とは別な更衣室ですとか、トイレとかもそうした対応をしっかりとしていくような空間をつくりたり、一方で先日デフリンピックがございまして、私も辰巳のアクアティクスセンターを少し見てきたのですけれども、聴覚障害の方には光でスタートをお知らせする、そうした設備も常時備品として置いていくことですか、あとは諸室に聴覚障害の方にアラートが出せるように光でお知らせするような、そうしたことも導入していきたいというふうに考えています。

また、今回駅からの動線の中では、地域の方からの強い思いでありました斜行モノレールを設置することとしておりました、一方で精神障害のある方などがリラックスできるような、そうした空間の整備もしていく。そういうことをしっかりと考えながらやっていきたいと思っておりますし、今回の意見募集をすること、そうしたことでもきちんと確認しながらやっていきたいというふうに思っております。

- **藤代哲夫委員** 引き続き着実に進めていただくということをお願いして、終わります。
- **山田一誠副委員長** 今、藤代委員からもお話があったように、インクルーシブだったりパラ水泳の取組をされているということはよく分かりました。その中で今回メインアリーナのほう、バスケットのビー・コレセアーズ等の利用等が考えられるということですが、近時プロスポーツにおいて物理的な障害だけではなくて、発達障害の方とかがいわゆる感覚過敏、聴覚とか視覚とかの大きな光とか大きな音に対して過敏になってしまうという障害を持たれている方も増えております。

そういう方はどうしてもプロスポーツの現場だと光とか音が大きいもので、それを緩和するためのセンサリールームというような形で、そういった方たちが安心して、特に子供たちが親御さんとかと観戦できるような環境整備が進んでおりまして、サッカーJリーグでいえば神戸や広島では常設のセンサリールームが設置されたりとか、Bリーグにおいてでも常設まではいっていないものの、それぞれ試合ごとにセンサリールームの設定がされるなど動きが進んでいます。

ペーパーレベルで拝見する限りだと、バリアフリーやそういった物理的な障壁を取り除くという意欲がすごく感じられるところなのですが、こういったいわゆる感覚過敏の方の観戦機会の確保といったところは、要求水準書の中で反映されているのか、あるいは反映されていないとすれば、何か記載をしていくべきではないかと考えますが、その点、局の御見解はいかがでしょうか。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 今回、既存の施設を大規模に改修していこうという状況です。今委員から頂きましたセンサリールームなのですけれども、専用の密閉された空間をつくろうというふうになりますと、どうしても消防系の防火系の設備について、相当いろいろ影響が出てくるかなというふうに考えております。

施設整備要件としては、今回のところには御指摘のとおり、明確に言葉にはしていないところでございます。ただ、これまで横浜武道館のV I Pルームを活用してセンサリールームを設置しまして、スポーツの観戦をしていただいたりという、そういった実績がございます。

発達障害のある方など感覚過敏のある方やその家族の皆様が、どんな環境で安心してスポーツやいろいろなシーンを見ていただけるかというのは非常に重要だと思っておりますので、改めて要求水準書の中にどんなふうな表現をしていけるのかしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

- **山田一誠副委員長** センサリールームとかほかにもいろんな方法はあるところだと思います。ただ、経験された方のコメントを聞くと、やっぱり子供と一緒に試合とか見るのは夢のようだというような話もあったりとか、あるいは子供たちにとつてもそういう本物に触れる機会というのは得難いものだとは思います。今回は新規の設立ではなくて改修ということで制限はあるとは思いますが、そういった運用面も含めて、ぜひ横浜市のメッセージとして、共生社会を実現していくぞと、開かれたスポーツの場をつくるぞというメッセージが要求水準書に表れるといいなと思っていますので、よろしくお願いします。ありがとうございます。

- **竹内康洋委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

---

◎ にぎわいスポーツ文化局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等について

- **竹内康洋委員長** 次に、にぎわいスポーツ文化局が所管する外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果などについてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** にぎわいスポーツ文化局が所管します外郭団体の協約マネジメントサイクルに基づく評価結果等につきまして、お手元の資料により御報告いたします。

冒頭の文章中、下線部にありますとおり、令和6年度の取組実績を踏まえ、協約の進捗状況の確認及び振り返りを実施しました。

また、株式会社横浜国際平和会議場につきましては、協約期間が令和6年度までとなっておりますので、横浜市外郭団体等経営向上委員会での議論を踏まえ、7年度からの協約等案を作成しましたので、併せて御報告いたします。

以下、下線部を中心に御報告いたします。

2ページを御覧ください。1、公益財団法人三溪園保勝会です。

（1）協約の取組状況等、ア、公益的使命の達成に向けた取組では、協約期間の主要目標としまして、有料来園者数29万5千人、外国人来園者数4万人、来園者満足度調査5段階評価のうち下位2段階の回答数が全体回答数の2.0%以下を掲げており、表中中ほどの当該年度の進捗状況につきましては、有料来園者数はやや遅れ、外国人来園者数は順調、来園者満足度調査は順調となりました。

3ページを御覧ください。イ、財務に関する取組では、主要目標としまして、事業収益3億8400万円を掲げておりましたが、進捗状況につきましてはやや遅れとなりました。

4ページを御覧ください。ウ、人事・組織に関する取組では、進捗状況のとおり順調です。

5ページを御覧ください。（3）所管局・団体による振り返りです。令和6年度の有料来園者数は、昨年度と比して伸び悩みましたが、外国人来園者数は約1割増となりました。事業収入は、料金改定の効果が通年で得られたことにより、增收につながりました。また、クラウドファンディング型ふるさと納税が、目標額を上回ったことに加えまして、そのPR効果により、財団への寄附も昨年度比2.5倍になりました。今後は、より一層の情報発信により認知度向上を図るとともに、業務の効率化により支出の抑制に努めてまいります。

6ページを御覧ください。2、公益財団法人横浜市観光協会です。

ア、公益的使命の達成に向けた取組では、主要目標としまして、観光消費額3779億円の達成を掲げており、進捗状況については順調です。

イ、財務に関する取組では、主要目標としまして、国費を活用した事業の実施3件を掲げており、進捗状況については順調です。

7ページを御覧ください。ウ、人事・組織に関する取組では、進捗状況のとおり順調です。

（3）所管局・団体による振り返りです。令和6年度は、マーケティングデータの収集・分析結果を共有するとともに、IPコンテンツ等を使用しました回遊・消費・宿泊促進策のほか、国内外の観光誘客の拡充のためのOTAを活用したプロモーションや商品造成を実施しました。また、経営的な側面としましては、国費を活用した事業の実施等、財源確保を図ることに加え、職員の専門知識習得に向けた研修によりDMOに求められる人材育成を進めました。引き続き、最終目標の達成に向けて、組織の強化や事業の改善に取り組んでまいります。

8ページを御覧ください。3、株式会社横浜国際平和会議場です。

ア、公益的使命の達成に向けた取組では、主要目標としまして、全施設の平均稼働率62%を掲げておりましたが、目標に対し59%で未達成となりました。

9ページを御覧ください。イ、財務に関する取組では、主要目標としまして、協約最終年度に売上高96.5億円の達成等を掲げており、目標を達成しました。

ウ、人事・組織に関する取組では、目標を達成しました。

10ページを御覧ください。（2）協約等案の概要です。協約期間は令和7年度から9年度とし、ア、公益的使命の達成に向けた取組につきましては、協約期間の主要目標としまして、サステナビリティに関する国際認証の取得・維持、安全・安心かつ魅力ある施設に向けた、国立大ホール大規模改修の着実な実施、催事開催件数の増加策の実施等による施設来場者数の増加、令和7年～9年発表の国内MICE施設における国際会議の開催件数及び参加者総数ナンバーワンの継続を目標に掲げております。

11ページを御覧ください。イ、財務に関する取組としましては、各年度の売上目標の達成、各年度の経常

利益目標の達成、民間金融機関からの借入金における年度末残高目標の達成を目標に掲げております。

ウ、人事・組織に関する取組としましては、新たな人事制度の運用によります人材ビジョンに掲げます+αの価値を生み出す人材の育成等を目標に掲げております。

12ページを御覧ください。（3）委員会からの答申、総合評価分類は、団体経営は順調に推移とされ、委員会からの意見としまして、公益的使命の達成に向けた取組が未達成となっている。コロナ禍による売上減少という厳しい状況を乗り越え、令和5年度及び6年度には総売上高が100億円を超えるなど、着実に経営の回復に努めてきた点は評価できる。また、国内外で競争が激しいMICE市場において、国内MICE施設における国際会議の開催件数で継続してトップを維持していることも高く評価できる。新たなAIの活用やデータ分析による戦略的なセールスの実施などにより、施設のポテンシャルを最大限発揮していただき、これまで以上に横浜市のMICE戦略に貢献していただきたい。今後は、所管局と団体がこれまで以上に密接に連携しながら、施設利用者に対する新たな付加価値の創出を通じて、国内外の市場競争に打ち勝つためのさらなる成長と経営努力に継続して取り組んでほしいとの御意見を頂きました。

（5）所管局・団体による振り返りです。コロナ禍での赤字決算から、この3か年の協約期間中は、3年連続黒字、総売上高2年連続で100億円を超えるなど、経営回復に努めてきた点を経営向上委員会から御評価いただきました。引き続き、MICE事業の売上増を図るとともに、経営基盤の強化を図ってまいります。

一方で、現在進めています第1期大規模改修の完了に向けては、コロナ禍による資金繰り悪化の影響や近年の物価高騰、多額の借入金の返済負担など、財政面で課題があります。このため、MICE開催による地域経済活性化、にぎわい創出への貢献や、財政面での課題を踏まえ、第1期大規模改修の完了に向けて支援について検討する必要があります。この本市による支援につきましては、後ほど御報告いたします。

13ページを御覧ください。4、公益財団法人横浜市スポーツ協会です。

ア、公益的使命の達成に向けた取組では、主要目標としまして、①教室やイベント、個人利用等の参加者数121万人、②インクルーシブスポーツに取り組む加盟団体数8団体、③親子・子育て世代が参加できる教室やイベントの参加者数2万7700人を掲げており、進捗状況については順調です。

イ、財務に関する取組では、主要目標としまして、自己資本比率の向上63.1%を掲げておりましたが、進捗状況については遅れとなっております。

14ページを御覧ください。ウ、人事・組織に関する取組では、進捗状況のとおり順調です。

（3）所管局・団体による振り返りです。令和6年度は、新規利用者の獲得に向けた取組、子育て世代への積極的な働きかけ等により、着実に成果を挙げることができました。自己資本比率につきましては、収益の拡大と費用の削減に取り組むことで前年度を上回ったものの、管理施設の安全・快適な利用を目的に修繕等を行ったことで経常費用が増加し、目標達成には至りませんでした。物価高騰などの環境変化に対しては、財務基盤の安定化に引き続き取り組んでまいります。今後も利用者ニーズを的確に捉えたプログラム改善や広報の強化、運動指導を行う人材の育成等に取り組み、本市のスポーツ環境の充実に努めてまいります。

15ページを御覧ください。5、公益財団法人横浜市芸術文化振興財団です。

ア、公益的使命の達成に向けた取組では、①の主要目標としまして、財団運営6施設の来場者数135万8000人を掲げており、進捗状況につきましては順調です。

②で主要目標としまして、地域へのアウトリーチ実施場所85か所以上を掲げており、進捗状況については順調です。

16ページを御覧ください。イ、財務に関する取組では、主要目標としまして、財団運営施設の自己収入額7億1400万円を掲げており、進捗状況については順調です。

ウ、人事・組織に関する取組では、進捗状況のとおり順調です。

17ページを御覧ください。（3）所管局・団体による振り返りです。令和6年度は、誰もが文化芸術に触れられる機会を提供するため、全施設でアウトリーチ事業やオンライン事業を実施しました。SNS等での広報発信も強化したこと、来場者数やアウトリーチの実施箇所数は前年度よりも増加し、目標を達成しました。今後は、さらに来場者の増加に向けて情報発信の工夫や顧客ニーズを反映した文化芸術体験機会の創出に注力してまいります。また、ユニークベニューの活用や外部資金の積極的な獲得、新たな財源の開拓を引き続き図り、健全な財政運営につなげてまいります。

多様な主体と協働して、横浜の文化芸術を総合的に振興するとともに、アートの力を生かして、横浜の魅力を高め、心豊かで活力に満ちた市民生活の実現を目指してまいります。

18ページを御覧ください。6、添付資料につきましては、記載の資料を19ページ以降に添付しておりますので、後ほど御覧ください。

御報告は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。
- 熊本ちひろ委員 私からは、13ページのスポーツ協会さんの②のインクルーシブスポーツに取り組む加盟団体数というところでちょっとお聞きしたいのですけれども、順調に実績数値は上がっているとのことですけれども、団体が増えるということで、例えばスポーツをする施設だとか、使う団体の調整とかどんどん難しくなっていくのではないかというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。
- 足立にぎわいスポーツ文化局長 スポーツ振興部担当部長よりお答えいたします。
- 守屋スポーツ振興部担当部長 こちらについては、スポーツ協会に加盟している競技団体がそれぞれの競技でありますけれども、これまでそういう競技団体はいわゆる健常者のスポーツ競技の振興に努めていたというところがあるのですが、やはり私どもとしては、インクルーシブスポーツというようなことですので、そういう競技団体にも障害者のスポーツにも取り組んでほしいという思いで競技団体に働きかけておりまして、その結果が今回10の競技団体が障害者スポーツにも取り組んでいただいたという結果になりますので。ですから、いわゆる新しい場所が必要になる場面も少しあるのかもしれません、例えば通常の市民スポーツ大会とかそういう中で、障害の方もその大会に参加できるように取り組んでいただくとか、そのようなことでやらせていただいているところでございます。
- 熊本ちひろ委員 すごい良い取組だと思います。なのですけれども、障害さんが参加できるスポーツとなると、障害者さんを支えるヘルパーさんも御一緒しなきやいけなかつたりだったりとか、ヘルパーさんの勤務の実態で例えばこの曜日が集中しちゃうだとか、そういう問題とかも発生してくるのではないかなどいうふうに思っています、施設を増やすということはなかなか場所の問題上難しいと思うのですけれども、そういう中で施設の予約の取り方だったりとか優先度だったりとか、こういう取組をしている団体さん、いろいろ点数じゃないですけれども、項目ごとに何か優先度をアップするようなものとかを設けて、予約の取り方の工夫とかが今後必要になるのではないかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。
- 守屋スポーツ振興部担当部長 おっしゃるように、かなりの回数なり団体数が増えてくれば、そういう状況にはなろうかとは思いますけれども、今、取組を始めた段階でございますし、あとは今、市のスポーツ協

会のほうでこういう障害のある方への対応について、伴走型支援という形で一緒にスポーツ協会の人間も入りながら、支援といいますかお手伝いをしながら、競技団体の人に少しでもノウハウが移るようといいますか、そのような取組をさせていただいておりますので、障害の種別によってはかなりのヘルパーが必要ということもあるかと思いますが、そういう支援も含めて競技団体の方ができるようにしていきたいというのが最終的な目標では考えてございます。

- **熊本ちひろ委員** ぜひ様々な方々の意見を集めて取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。
- **竹内康洋委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



#### ◎ パシフィコ横浜第1期大規模改修完了に向けた本市による支援の方向性について

- **竹内康洋委員長** 次に、パシフィコ横浜第1期大規模改修完了に向けた本市による支援の方向性について議題に供します。

当局の報告を求めます。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** パシフィコ横浜第1期大規模改修完了に向けた本市による支援の方向性につきまして、お手元の資料により御報告いたします。

2ページを御覧ください。1、趣旨ですが、グローバルMICE都市として横浜が選ばれ続けるために、本市MICE施策推進の中核を担うパシフィコ横浜による第1期大規模改修の完了に向けて、コロナ禍による売上激減による資金繩り悪化の影響等を考慮し、必要な支援を行ってまいります。

具体的には、国立大ホールの改修費の2分の1相当を上限額とした新たな支援の検討を行います。併せて、これまで実施してきました土地の減額貸付けや市貸付金の一部返済猶予等の経営支援につきまして、令和9年度以降における内容を調整していきます。

3ページを御覧ください。2、支援の背景①ですが、パシフィコ横浜は開業以来、本市のMICE施策を推進するための中核的施設として、市内経済の活性化やグローバルMICE都市としてのブランド力向上に大きく貢献してきました。パシフィコ横浜で開催されたMICEによる市内の経済波及効果は約811億円であり、前回比で5%減少したものの、国際会議等における海外来場者数や消費額は増加傾向にあり、市内雇用効果や市内誘発税収額も増加しております。また、パシフィコ横浜の催事開催件数及び来場者数は、共にコロナ禍前の水準まで回復傾向にあります。

パシフィコ横浜は、横浜市中期計画及び横浜市観光・MICE戦略に基づく本市のMICE施策に連動し、アジア・オセアニア域内都市別国際会議の開催件数ベスト10入りなどを目標に、選ばれるMICE施設を目指しております。

4ページを御覧ください。2、支援の背景②ですが、パシフィコ横浜は開業から30年以上が経過し、平成25年度から第1期大規模改修を実施していますが、労務単価や資材の高騰などの影響を大きく受け、本改修を完了するには、今後100億円以上の改修費用が見込まれております。

一方で、これまで改修費用を自己資金と借入れで賄っているため、本市から約76億円、民間から約90億円の借入金がございます。令和4年度から6年度の3年連続黒字、総売上高2年連続で100億円を超えるなど、経営回復に努めてきた一方、コロナ禍の令和2年度から3年度で2年間単年度経常赤字であった影響もあり、パシフィコ横浜の経営努力のみでは第1期大規模改修の完了が困難な状況となっております。

5ページを御覧ください。3、第1期大規模改修の進捗ですが、平成25年度以降、休館を伴う工事に加え、物価上昇対応、当初計画しておりませんでした劣化、陳腐化への対応等を実施してきております。国立大ホールにおきまして、令和9年度から10年度にかけて12か月間休館し、天井脱落対策工事や設備機器等の更新工事等を実施予定です。下の表の赤文字部分が今後予定している改修工事となります。

6ページを御覧ください。4、国立大ホール大規模改修の概要と第1期大規模改修完了に向けた支援の方向性ですが、表を御覧ください。工事費全体で約70億円かかるとパシフィコ横浜から報告を受けており、うちマリンロビーは約47.3億円で全体工事費の半分を超えております。建設当時に市がマリンロビー部分の建設費等の補助をした経緯を踏まえ、国立大ホールの改修費の2分の1相当を上限額とした新たな支援の検討を行います。

併せまして、経営基盤の安定化と改修を両立させるために、これまで実施してきました土地の減額貸付けや市貸付金の一部返済猶予等の経営支援につきまして、令和9年度以降における内容を調整してまいります。

7ページを御覧ください。5、今後のスケジュールですが、個別具体的の支援につきましては、パシフィコ横浜の毎年度収支見通し等を踏まえまして下記スケジュールのとおりお諮りしてまいります。

中段の市会の欄を御覧ください。赤文字が本日の御報告案件をお示しております。今後、令和8年度は、①土地減額貸付けの見直しと②市貸付金返済計画の見直し、令和9年度には、③パシフィコ横浜が借り入れる改修費に係る損失補償の設定、令和10年度以降は、④パシフィコ横浜に対する補助額の予算につきましてお諮りする予定です。

なお、表にはお示ししておりませんが、令和16年度以降をめどに第2期大規模改修を検討しております。

8ページ以降に参考といたしまして、パシフィコ横浜の施設概要と各施設の所有・運営関係、整備経緯を掲載しておりますので後ほど御覧ください。

御説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告が終わりましたので質疑に入ります。
- 竹野内猛委員 民間施設とはいえ本市のMICE施策推進の中核を担う施設として、その機能を存分に果たせるよう、本市として必要と考える支援については、しっかりと行っていただきたいということを質問ではなくて意見として申し上げます。
- 竹内康洋委員長 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



#### ◎ 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況について

- 竹内康洋委員長 次に、横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 横浜市脱炭素社会の形成の推進に関する条例に基づく令和6年度の実施状況につきまして、お手元のモニターに表示しております資料により御報告いたします。

2ページを御覧ください。1、温室効果ガス排出量・エネルギー消費量ですが、2023年度の温室効果ガス排出量は、2013年度比16.8%減の1.7万トンとなりました。2024年度のエネルギー消費量は、2013年度比6.6%減の390テラジュールとなりました。温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の状況は、表のとおりです。

3ページを御覧ください。2、LED等高効率照明・太陽光発電設備の導入等ですが、2024年度は、スポーツセンター等にLED等高効率照明を導入し、LED化率は68%となりました。横浜BUNTAI及び横浜国際プールなど5施設に太陽光発電設備を導入しております。一般公用車の所有はございません。

また、職員の取組としまして、全職員を対象とした環境研修を受講するとともに、クールビズ、ウォームビズやグリーン購入の推進、ペーパーレス化等に取り組むことで、温室効果ガスの排出削減につなげております。

LED等高効率照明・太陽光発電設備等の導入状況は表のとおりです。

4ページを御覧ください。3、脱炭素化等に向けた主な取組ですが、(1)イベントでの脱炭素の取組としまして、ヨルノヨ2024では、風力発電や太陽光パネル、蓄電池の活用等に加えて、新たに廃食油によるバイオ燃料の利用など、再生可能エネルギーの導入を実施しました。

2024世界トライアスロン横浜大会では、使用済みペットボトルの回収・水平リサイクルや、ブルーカーボンオフセット等を実施しました。横浜マラソン2024では、先導車への電気自動車の活用等を実施したほか、不要になった衣類の回収、リサイクルにも取り組みました。

(2)気候変動による熱中症対策としまして、空調設備が未設置のスポーツセンターの体育室について、エネルギー効率の高い空調設備の設置を行ったほか、施設利用者に対し熱中症予防の注意喚起を行いました。

御説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- 竹内康洋委員長 報告は終わりましたので、質疑に入ります。

特に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

- (仮称)水際線まちづくりコンセプトプラン(素案)の策定について
- 竹内康洋委員長 次に、仮称水際線まちづくりコンセプトプラン素案の策定についてを議題に供します。

なお、本件につきましては、都市整備局の高井都市活性化推進部長ほか関係職員が出席しておりますので、御了承願います。

当局の報告を求めます。

- 足立にぎわいスポーツ文化局長 仮称水際線まちづくりコンセプトプラン素案の策定につきまして、お手元の資料により御報告いたします。

水際線のまちづくりにつきましては、これまで都市整備局を中心に関連局が連携しながら検討を進めており、第3回市会定例会では本プランの基本的方向が建築・都市整備・道路委員会で報告されました。その後、調整を重ね、今回、コンセプトプランの素案としてまとめましたので、本委員会におきましても御報告させていただきます。

2ページを御覧ください。1、コンセプトプランについてですが、臨港パークから山下公園までの約5キロメートルの水際線について、居心地が良く歩きたくなる歩行者空間の創出や、道路・公園等の公共空間を活用したにぎわいづくりなどを一体的に行い、都心臨海部の魅力を高めるまちづくりを進めます。その実現に向けて、2029年度を目標とするまちづくりの進め方や、整備の方向性等をまとめたコンセプトプランを策定していきます。

3ページを御覧ください。2、水際線まちづくりの目指す姿ですが、①出かけたくなる、②横浜のファンになる、③世界が注目する、こうしたまちの姿の達成により、世界に誇れる水際線を実現していきます。

4ページを御覧ください。3、まちづくりの進め方ですが、水際線の目指す姿の実現に向けて、点の磨き上げ、線の創出、面の展開の考え方に基づき、まちづくりを進めていきます。

5ページを御覧ください。まちづくりの推進に当たりましては、2つの成果指標を設定しました。①水際線における2エリア以上の立ち寄り率では、現状値の51%を、目標値として80%以上にすることを目指します。②水際線の来街者数では、現状値の年間975万人を、目標値として1100万人以上にすることを目指します。

6ページを御覧ください。4、まちづくりのコンセプトですが、1、いつきても、だれときても。家族や友達、パートナーなどと過ごせる、お気に入りの海辺の居場所をつくります。また、特別感のある海辺の立地を生かした魅力的なコンテンツにより、そこが目的地となる水際線を目指します。

2、わくわくに導かれて。その先に何が待っているのか期待感が高まり、つい歩みを進めたくなる楽しい水際線をつくります。また、散歩、ジョギング、モビリティなど、海風を感じながら、移動そのものが樂しくなる仕掛けをつくります。

3、一日のはじまりから、おわりまで。水際線ならではの体験の充実を図り、朝から水際線の魅力を堪能できる機会を創出していきます。また、水際線を彩る光の演出やナイトガーデンなど、コンテンツの充実を図り、夜まで楽しみ尽くせる水際線をつくります。

7ページを御覧ください。4、今ここでしか味わえない体験を。水際線をフィールドに、躍動感・臨場感あふれるイベントやライブ、スポーツなどが繰り広げられている日常をつくります。また、歩いているだけで、そこにいるだけで、ここでしか見られない景色や瞬間に出会える水際線をつくります。

5、そして、水際線からまちなかへ。連続するグリーン空間やイルミネーション等により、水際線からまちへと人々をいざなう仕掛けづくりをしていきます。また、まちに訪れた人々が、飲食やショッピング等を楽しみ、横浜のまちを満喫できる機会を創出していきます。

8ページを御覧ください。5、整備の方向性ですが、水際線の5つのエリアの特性を生かしながら、魅力を高めるまちづくりを進めていきます。

9ページを御覧ください。まず、1、臨港パークエリアですが、水際線随一の広さを誇る開放感あふれる場所であることを生かし、思い思いのスタイルで楽しめる緑地として、市民をはじめ観光客や隣接するMICE施設に訪れた人々も引きつけるエリアへと進化させていきます。

10ページを御覧ください。臨港パークエリアの整備イメージですが、①子どもから大人まで憩える空間の創出、②水際線へ誘う動線の強化、③滞在場所と歩行者動線の整備、④エリアのつながりの強化を掲載しています。

11ページを御覧ください。2、ハンマーヘッド周辺エリアですが、海に近接して商業施設や客船ターミナル、ホテルなどの施設が立地しており、グランピングやモーニングクルーズ、マルシェなど、水際線ならではの多様な体験ができるエリアへと進化させていきます。

12ページを御覧ください。ハンマーヘッド周辺エリアの整備イメージですが、①連続性のある歩行者空間の創出、②民間事業者によるにぎわいの創出、③公共空間を活用したにぎわいづくりを掲載しています。

13ページを御覧ください。3、赤レンガエリアですが、年間を通して常に多くの人々でにぎわう水際線随一の集客力を誇る場所に、水際線の象徴となる新たなグリーン空間などを創出することで、さらに多くの人々が足を運びたくなるエリアへと進化させていきます。

14ページを御覧ください。赤レンガエリアの整備イメージですが、①歴史に触れられる新たな魅力スポットを整備、②海の眺望を楽しめる空間の創出、③水際線の象徴となる縁とにぎわい空間の創出、④赤レンガパークと象の鼻パークの回遊性の向上を掲載しています。

15ページを御覧ください。4、象の鼻エリアですが、山下臨港線プロムナードから日本大通りや大さん橋へとスムーズにアクセスできるようにすることで回遊を促進するとともに、象の鼻テラスのリニューアルなどにより、さらに多くの人々を引きつけるエリアへと進化させていきます。

16ページを御覧ください。象の鼻エリアの整備イメージですが、①周辺エリアへの回遊性の向上、②新たな木陰の創出による休憩スペースの整備、③象の鼻テラスのリニューアル、④大さん橋方面へのアクセス強化を掲載しています。

17ページを御覧ください。5、山下公園エリアですが、ベイブリッジや氷川丸を臨む港の風景や、山下公園通りの歴史的な町並みなど、港町ならではの特性を生かし、多様な過ごし方ができる空間にアップグレードすることで、一日を通して横浜らしさを満喫できるエリアへと進化させていきます。

18ページを御覧ください。山下公園エリアの整備イメージですが、①象の鼻・赤レンガ方面へのアクセス性の向上、②港町ならではの過ごし方ができる空間の創出、③イベント広場のさらなる活用、④山下公園と山下公園通りの一体感の創出を掲載しています。

19ページを御覧ください。6、水際線エリア全体のつながりの強化について御説明します。照明についてですが、世界の人々を引きつける夜間景観を形成していくために、海に映る光、場所に合った光、特別な光により、横浜ならではの夜景をさらに磨き上げていきます。

①海に映る光ですが、水面に映る光を一体的につなぎ、水際線の輪郭を際立たせ、美しい水景をつくり出します。

②場所に合った光ですが、エリアの特性に合わせた光の変化をデザインし、滞在を楽しむとともに、移動しながら変化を楽しめる光環境を目指します。また、まちへの動線との交点や曲がり角などに光のアクセントとなる演出照明を配置し、次の動線への動きを誘います。

20ページを御覧ください。③特別な光ですが、水際線全体の照明が一斉にカラーライティングすることにより、記憶に残る特別な光の演出を目指します。また、日常の特別な時間と1年の中でも特別な日という2つの視点で光の演出を行います。

21ページを御覧ください。水際線ルートサイン・結節点サインについてですが、楽しみながら移動できるよう、水際線上の路面にルートサインを設置するとともに、水際線とまちが交差する7か所に結節点サインを設置することで、回遊性の向上を図ります。

22ページを御覧ください。水際線ルートサインでは、水際線の連続性を生み出し、現在地・近隣施設の案内等を行うルートサインとして、①ナビゲーション、②ビューポイント、③インフォメーションのサインを設置します。結節点サインでは、水際線とまちをつなぐ軸線が交差する地点に結節点サインを設置します。

23ページを御覧ください。水際線とまちのつながりの強化ですが、水際線からまちへ、まちから水際線へとさらなる人の流れを生み出していくために、主要な鉄道駅と水際線を結ぶ環境づくりなどを行います。横浜駅から臨港パークを結ぶ整備イメージとしまして、①横浜駅東口駅前広場における水際線の玄関口としての魅力的な空間の創出、②横浜駅東口のはまテラスにおける水際線へとつながる日常的なにぎわい空間の創出を掲載しています。

24ページを御覧ください。新高島駅とつながるみなとみらい歩道橋では、③水際線へと誘う連続した空間の創出、④水際線へと誘う環境づくりを掲載しています。

最後に25ページを御覧ください。策定スケジュール案ですが、12月17日から来年1月26日まで市民意見募集を実施し、3月頃に原案を御報告させていただく予定です。

御説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

- **竹内康洋委員長** 報告が終わりましたので、質疑に入ります。
- **おさかべさやか委員** いま一度水際線まちづくりの役割分担を確認させていただきたいのですけれども、象の鼻テラスについてはにぎわいさんで、コンセプトの取りまとめは都市整備さん、臨港パークの整備は港湾局、公園とかは遊具なんかは環境創造局ということの認識で合っているのでしょうか。具体的な役割分担をいま一度知りたいです。
- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 都市整備局からお答えいたします。
- **高井都心活性化推進部長** 都市整備局のほうが今回のプランの取りまとめも含めて全体の総合調整の役割を担ってございます。都心臨海部の水際線のエリアは、委員から今ありました公園と港湾緑地と公共空間でいくと道路があるのですけれども、公園につきましてはみどり環境局、港湾緑地ですと港湾局、道路は道路局になっています。その上に建物が、施設がある場合、今例えば遊具みたいな=話は=港湾緑地に造るのであれば港湾局ですし、公園に造るのであればみどり環境局が所掌するという状態でございます。

全般的にプロジェクトを組成しております、今お話ししたメンバープラス照明とか公共空間を使っていくためににぎわいスポーツ文化局も入っていただいていますし、全体の政策の取りまとめということで政策局も入れて、全序でプロジェクト体制で今回のプランの素案の策定に至ったという状況でございます。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 出てきました象の鼻テラスにつきましては、港湾局の管轄エリアなのですが、象の鼻テラスという無料休憩所というものを文化芸術の発信拠点にしていくということで、かねてより文化観光局の時代から当局のほうで中身の事業を担当させていただいています。

あと、都市整備局からもありましたが、ハードの整備は各局が担当するのですけれども、その空間でどんなソフトの事業をやっていくかですか、イルミネーションをどうしていくのかですか、そういうことにつきましてはにぎわいスポーツ文化局で関わらせていただいて、そういう5つぐらいの局で連携して取組を進めているという状況です。

- **おさかべさやか委員** ぱっと聞いていただけでもやっぱり5つの局が絡み合っていて、ちょっと聞いていただけでは結構複雑で、何がどこに聞いたらしいのかなという印象はやっぱり受けてしまいます。なのでぜひ連携はまずしっかりとしていただいて、都市整備さんが取りまとめということであれば、きちんと旗振り役をしっかりやっていただきたいなと思います。

その上で、10ページか、私の大好きな公園遊具が絵に描かれていてちょっと飛びついてしまって、公園遊具が今度環境創造さんになるのかもしれないのですけれども、取りまとめということで都市整備さんにお聞きしたいのですが、この前の5月の1定の一般質問で公園のまち横浜というふうに掲げていて、みなとみらいは横浜の象徴的な場所だけれども、その象徴的な場所に公園のまちを代表するような大型遊具がないですねというお話をさせていただきました。

私、みなとみらいに子供たちを連れて買物に非常に来づらいなって日頃から思っていて、高島中央公園にまず遊具がほとんどない。広場だけなのですよ。広場は、やっぱり年齢が小学生、中学年以上になるとボー

ルとかを持ってきて遊べるのですけれども、それ以下というのはやっぱり遊具にかじりつくのですよね。でも、みなとみらいって置いておける場所がないのですよ。遊園地でお金を使ってそこにいさせるか、ボーネルンドとかで室内のところでお金を使っていさせるか、駐車場も2時間しかつかないし、ただでさえ駐車場は高いし、それ以上延長するとまた延長料金を払わなきやいけない、遊び代もかかる。お昼御飯をやめようかみたいな、買物してもう午前中で帰ろうかとか、そういう考えになってしまって、非常に市内の人も多分市外の人もみなとみらいってファミリー層にとっては来づらい場所だなというふうに感じているのです。

なので臨港パークエリアで遊具の設置とかをされるなら、ぜひその辺も考慮して、2エリア立ち寄りということであれば、ここに子供を下ろして、パパが見ている、ママは買物とかできると思うのですよ。その辺りのお考えって聞かせていただきたいのですけれども。

- **高井都心活性化推進部長** 委員御指摘のとおり、我々も実はこのプランを策定するに当たって、市内外から来られる来街者の目線と、あとお住まいになられている住民の方の目線で、このエリアにとって何が必要なのか、何が課題かということで現状把握を努めてまいりました。さらに沿道の商業施設ですとかホテルの運営をされている方に、どうすればこのエリアが魅力的になるか、様々な声を頂いて、今回の素案の策定に至ってございます。

まさに臨港パークのエリアは、特にみなとみらいの中でも観光とエンターテインメントにかじを切っているアンパンマンミュージアムとか、Kアリーナがあるエリアに近接しております、やはり多くのファミリー層の方々が、子育て世帯が楽しめる空間が欲しいというお声も頂戴してございました。

そういう中で高島中央公園には確かに遊具があるのですけれども、臨港パークは今日5つのエリアを御説明させていただきましたけれども、その中でも大変多くの市民の方々が来られるエリアになっていまして、やっぱり芝生の空間を使った遊びをする中で、もう少し飲食とか、長時間滞在できるような施設があるといいようなお声もありましたので、今回10ページの建物で横浜ティンバーワーフが10月にオープンしてございますけれども、こういった飲食ができる施設と併せて、お子様方が遊べる施設、さらにはいろいろこれからエリアの特性を生かしたまちづくりをしていきますので、この先にいざなうようないろんな仕掛けをしていく中で立ち寄り箇所数を増やして、多くの方に横浜のまちを楽しんでいただきたいという思いで、こういったこともプランの中に盛り込んでいるという経過でございます。

- **おさかべさやか委員** まだ検討途中だと思うのですけれども、まず高島中央公園との差別化も考えていただき、すごい近いですからね。やっぱり臨港パークは車があるので、遠くからもこの遊具を目指してくるとか、そういうファミリー層にとってお金を使わずに楽しめるようなものがあつたらいいなと思います。本当にもうどーんと大きい複合遊具を置いていただけますよう要望させてください。よろしくお願ひします。

- **藤代哲夫委員** 今後予定としては、コンセプトプランが令和8年3月頃に原案で、その後策定ということなのですけれども、非常に5つの地区でそれぞれの特色を出すと。水際線をいわゆるみなとみらい、都心臨海部の一体的に動線を確保するということ、これはもうずっと言ってきたことで、やつとこういうものが出てきたなと思っていますが、今おさかべ委員が大きな遊具をということの話ですとか、これから例えばここに書いてありますけれども、ルートサインですとか、それから結節点のサインですとか、いわゆるいろいろハード、ソフトを整備をしていかなきやいけないということだと思うのですね。そうなった場合の財源の考え方、これをまず。今の状況の中で、基本的な考え方でいいので教えてください。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 今日、中期計画の御説明をさせていただき、さらには基金や、御説明さ

せていただいている、最後コンセプトプランのお話もさせていただいているのですが、どれもこれから横浜により人に注目していただき、たくさんの方にお越しいただき、それが経済活性化にもつながっていくと。そういう仕掛けをしっかりと進めていくためにも、今委員から御指摘の財源確保が非常に重要だというふうに考えています。

これまで国費の確保とかもやってきているところですが、今日御説明しましたとおり企業版ふるさと納税、それから基金の設置、そういうことも含めて、より多様な財源確保を考えていく必要があるというふうには考えておりますので、そうしたことを幅広く引き続き検討していきたいというふうに考えております。

- **藤代哲夫委員** 基金の設置であるとかそういう部分については御説明のとおりだと思うのですけれども、今局長からくしくもお話が出ましたけれども、やはりもっと幅広に財源策というのを考えてもらいたいと思います。あえて私は中身は申し上げませんけれども、幅広に財源策を考える、このことについての局長の考え方、まず聞かせてもらいたい。

- **足立にぎわいスポーツ文化局長** 繰り返しになってしまいますが、これからしっかりといろんな施策を展開して、皆さんに伝わる、刺さる施策を展開していくためにも財源確保は非常に重要です。今の状況では市全体の財政も含めて本当に効率的に、効果的に活用していかなければいけない状況だと思っていまして、そういう意味で、今委員がおっしゃられたとおり、幅広な検討はこれまでやってきましたけれども、これからもそこの意識はしっかりと持って検討していく必要があるとは思います。

- **竹内康洋委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

説明員の方はありがとうございました。

以上で、にぎわいスポーツ文化局関係の議題は終了いたしました。

---

◇

◎ 閉会中調査案件について

- **竹内康洋委員長** 次に、閉会中調査案件についてお諮りいたします。
- 1、市民活動への支援及び区政の推進等について、2、にぎわいの創出及びスポーツ・文化活動の振興等について、3、安全・安心対策の推進等について、以上3件を一括議題に供します。

お諮りいたします。

本件については、いずれも閉会中継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **竹内康洋委員長** 御異議ないものとさよう決定いたします。

以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出いたします。

---

◇

◎ 閉会宣告

- **竹内康洋委員長** 本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後2時46分